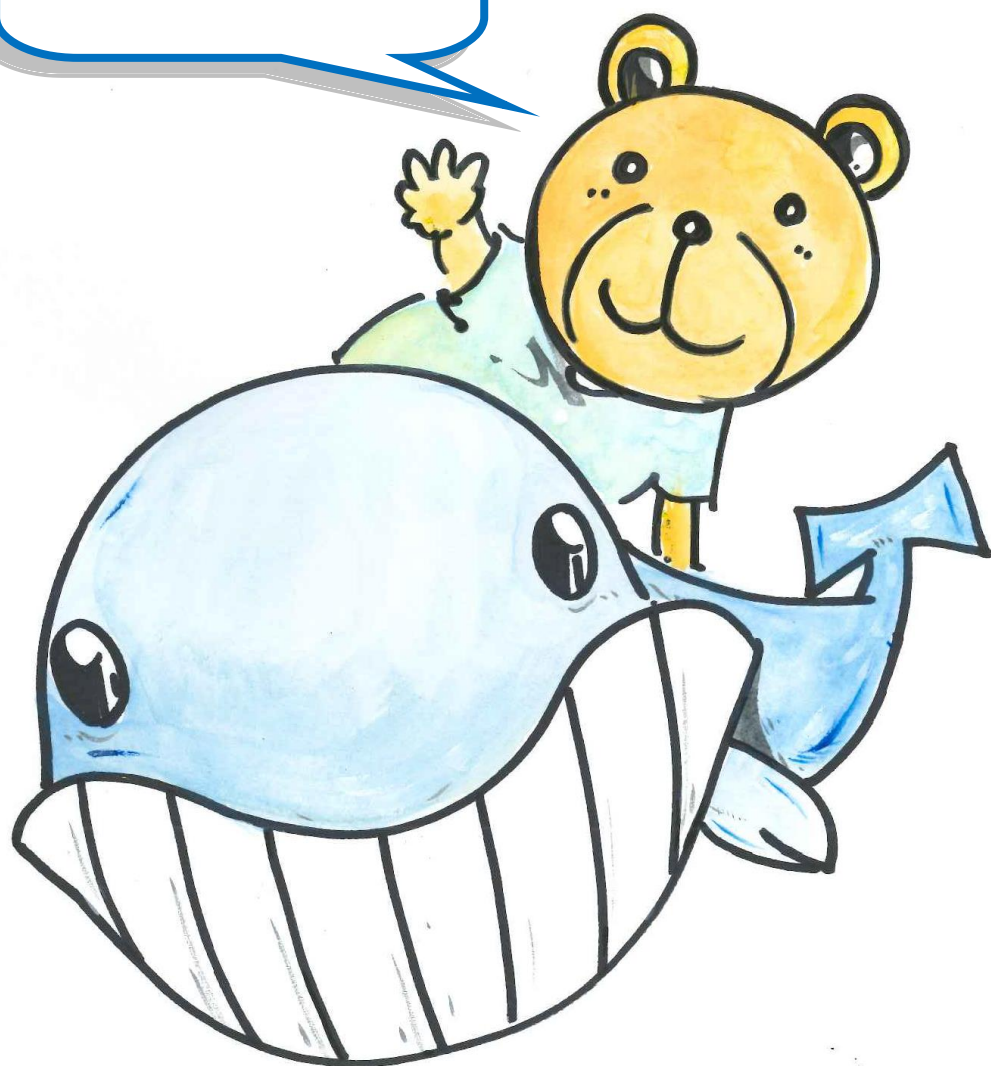


知的障害児者と家族・支援者のための

地域生活ガイドブック

昭島版



～はじめに～

障害者を取り巻く社会は、2000年の社会福祉基礎構造改革以後、「措置」から「契約」になり、「支援費制度」「障害者自立支援法」「障害者総合支援法」と数年単位で大きく変化して参りました。この制度の変化を経て、日本は平成26年1月20日に「障害者権利条約」を批准いたしました。これは長きに渡って障害当事者・関係者が待ち望んでいたもので、批准はゴールではなく新たなスタートとして位置付けられるものです。

障害者権利条約は、障害のある方が、社会の対等な一員として主体的に安心して暮らせる社会つまりインクルーシブな共生社会をつくることを目指しています。

インクルーシブの意味するものは、貧富・人種・障害などの理由で排除するのではなく、愛情豊かに一人ひとりの違いを祝福し歓迎する価値観に基づいています。

このガイドブックは、障害当事者・ご家族が、日常生活を送る上で必要な情報を的確に得ることで、主体的に生きていくことが出来るよう、制度やサービスなどをわかりやすく織り込んで作成いたしました。

障害当事者・ご家族をはじめ、関係機関や医療機関などにおいて活用され、障害のある人々が、地域でより生き生きと充実した生活を送るための一助となるように願っております。

2015年8月

昭島市障害者(児)福祉ネットワーク

ご 注 意

このガイドブックは、知的障害者と家族・支援者の方々が利用できる各種サービス等をまとめたものです。内容については、制度等の概要を記載していますので、詳しくは各窓口にお問い合わせください。なお、ガイドブック作成後に内容や要件等が変更されている場合がありますので、手続に関しては、必ず各窓口にお問い合わせください。



目次

はじめに

第1章 発達の遅れや障害があると感じたとき	4
1. 市の発達相談に行きましょう	4
2. 昭島市近郊にある療育病院	5
3. 就学前の児童福祉法に基づくサービス（児童発達支援）	7
第2章 相談支援機関や情報を活用しましょう	8
1. 市の相談窓口	8
2. 市内の相談機関	9
3. 東京都の相談機関	10
4. 都内の相談機関	12
5. 昭島市社会福祉協議会	13
6. 福祉の制度・サービス等の情報を詳しく知りたい方へ	14
第3章 学校選びはどうすればいいですか？	16
1. 学校入学に向けて	16
(1) 就学相談	16
(2) 特別支援学校と昭島市内の学校・学級の種類	16
(3) 昭島市の特別支援教育における支援体制	17
(4) 特別支援学校に通いながら地域の学校にも通わせたい	18
2. 高校からの特別支援教育（軽度知的障害者向け特別支援学校）	18
第4章 サービス利用の前に	19
1. 愛の手帳（療育手帳）	19
(1) 愛の手帳の申請	19
(2) 愛の手帳で受けられる主な支援は	19
2. 障害者総合支援法	20
(1) 障害者総合支援法の仕組み	20
(2) サービスの利用料は？	24
3. 医療費の助成	24
(1) 心身障害者医療費助成制度（マル障）	24
(2) 自立支援医療費（精神通院）助成制度	24

第5章 障害児の暮らし	25
1. ガイドヘルパーとの外出	25
(1) 移動支援	25
(2) 行動援護	26
2. 居宅介護	26
3. 重度訪問介護	27
4. 放課後等デイサービス	27
5. 短期入所（ショートステイ）	28
6. ファミリー・サポート・センターの利用について	28
7. 学童クラブの利用について	29
8. 病児・病後児保育	29
9. 自主団体で行っている余暇支援	29
10. 活用しよう、公共施設	30
第6章 学校卒業後の進路を考える	31
1. 特別支援学校卒業後すぐに企業就労したい（新卒採用）	31
2. 会社で働きたい、仕事の相談がしたい	31
3. 就労に向けて訓練校に行きたい	32
4. 福祉的就労、日中活動	33
5. 自立訓練・生活訓練	38
第7章 大人の生活	39
1. 暮らしのかたち	39
(1) 一人で暮らす	39
(2) 家族と暮らす	39
(3) グループホームで暮らす	40
(4) 入所施設で暮らす	41
(5) 宿泊型自立訓練	41
(6) 短期入所（ショートステイ）	41
2. 社会参加・余暇	41
(1) 昭島市で行っている余暇活動	41
(2) 社会福祉協議会で行っている余暇活動	42
(3) 自主団体で行っている余暇活動	42
3. 20歳になったら	42
(1) 障害基礎年金の申請	42
(2) 愛の手帳成人更新	45
(3) 20歳以上の手当の申請	45
(4) 医療費助成の申請	46

4. 高齢になったら	4 6
(1) 介護保険のサービスを受けるにはどうしたらいいの?	4 6
(2) サービスが受けられる方	4 6
(3) サービス利用の流れ	4 7
(4) サービスの種類	4 8
(5) 保険料の支払いについて	4 8
第8章 安心して暮らす	4 9
1. 成年後見制度	4 9
2. 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）	5 1
3. 扶養共済制度	5 2
4. 共済・保険	5 3
5. 障害者虐待防止法について	5 5
6. 災害に備える	5 6
(1) 昭島市災害時要援護者登録	5 6
(2) 避難場所と避難所	5 6
7. ヘルプカード	5 7
8. ヘルプマーク	5 9
9. 東京生活支援ノート「つなぐ」	5 9

あとがき

第1章 発達の遅れや障害があると感じたとき

赤ちゃんを育てる過程には心配ごとがつきものです。首のすわりが遅い、ハイハイが出来ない、なかなか歩かない、言葉が出ない・・・

もしも子育て中に心配なことがある場合には、どうしたらいいのでしょうか。

1. 市の発達相談に行きましょう

市（健康課）では、乳幼児健康診査などを通して発育の遅れや、障害などの早期発見に努める施策を実施しています。それぞれの時期に合わせた健康診査を受けた上で、よりよい治療や療育につながる母子保健サービスの概要を紹介します。

◆赤ちゃんが産まれたら

- ① 出生届 提出、出生通知（こんにちは赤ちゃん訪問事業連絡票） 投函
- ② こんにちは赤ちゃん訪問事業
（保健師・助産師が家庭訪問し、育児相談、地域の子育て情報の提供）
- ③ 3～4か月健康診査（市で集団実施）
- ④ 6か月・9か月児健康診査（受診票により指定医療機関で実施 無料）
- ⑤ 1才6か月児健康診査（内科は個別、歯科は集団で実施）
- ⑥ 3才児健康診査（市で集団実施 内科・歯科・心理等）



あいぽっく内 健康課 ☎042-543-7303

◇昭島市母子保健・子育て支援サービス

0才	1才	2才	3才	4才	5才	6才・・・
----	----	----	----	----	----	-------

こんにちは赤ちゃん訪問事業、養育医療

乳児健診

1歳半健診・・・こあら教室、心理相談

2歳児すこやか教室・・・心理相談

3歳児健診・・・すくすく教室、のびのび教室、心理相談

乳 幼 児 経 過 観 察 健 診（小 児 科 医）

発達健診（東京小児療育病院・東大和療育センター小児神経発達医、OT相談）

育 児 相 談

教育相談 →

子ども家庭支援センター（子育て支援事業、虐待相談窓口）

→

※その他にも離乳食講座・双子ひろば・乳幼児歯科健診・マタニティークラス事業も行っています。

2. 昭島市近郊にある療育病院

子どもの発達に不安や心配を感じたとき、どんな病院に行っているのでしょうか。

昭島市近郊の療育病院を紹介します。

※ O T（作業療法）、P T（理学療法）、S T（言語療法）

東京小児療育病院	武蔵村山市学園4-10-1	☎ 042-561-2521
西多摩療育支援センター 上代継診療所	あきる野市上代継84-6	☎ 042-559-2241
・運動発達の遅れ、言葉の遅れ、発達障害、てんかん、摂食障害などを診療しO T、P T、S Tなどのリハビリテーションを行います。		

東京都立東大和療育センター	東大和市桜ヶ丘3-44-10	☎ 042-567-0222
・18歳未満で発症した、運動・言語・知的機能などの発達障害の方の外来診療を行っています。 ・児童福祉法に基づく重度心身障害児(者)の外来、通所、長・短期入所施設などの在宅支援も行っています。		

東京西徳洲会病院 小児医療センター ＜小児神経・発達障害外来＞	昭島市松原町3-1-1	☎ 042-500-4433
・診療科目は、小児神経外来、てんかん外来、発達障害外来、発達心理外来小児神経難病等 ・小児神経専門医の診察、発達心理士やO T、S T等の訓練もあります。		

東京都立小児総合医療 センター	府中市武蔵台2-8-29	☎ 042-300-5111
・東京都における小児医療の拠点として、子ども中心の医療、子どもの成長とともに歩む医療、「こころ」と「からだ」を統合した医療、社会とともに創る医療の提供を運営理念に、多岐にわたる診療科をもっています。		

国立精神・神経医療研究 センター病院	小平市小川東町4-1-1	☎ 042-341-2711
・脳及び神経・筋肉の病気の原因を解明し、診断・治療を発展させるため、研究所と一体となって診療と研究に取り組み、精神、神経、筋疾患と発達障害の克服を目指しています。		

東京都立多摩療育園	府中市西府町4-7-1	☎ 042-366-2311
・心身の発達の遅れや、障害を持つ児童に総合的な療育サービスを行っています。		

島田療育センター	多摩市中沢1-31-1	☎ 042-374-2071
・「児童精神科」では主に発達障害を、「小児科・整形外科・リハビリテーション科」では、小児期に発症した神経疾患、神経筋疾患の患者さんを対象に診療しています。		

島田療育センター はちおうじ	八王子市台町4-33-13 八王子市小児・障害メディカルセンター内	☎ 042-634-8511
・外来は、「療育診療」・「小児診療」、リハビリは、PT・OT・ST・心理等 ・発達障害児支援として、「個別相談」・「小集団指導」等を行っています。		

※病院には医療ソーシャルワーカーがいて、受診、医療費の助成、日常生活の援助、療育に関すること、入院など様々な相談に対応します。

——— それぞれの病院には、ホームページがあります。

詳しくはそちらをご覧ください。———



コ・ラ・ム

初診日、通院日、検査内容、訓練日、医師から言われたことなどを、メモしておくといいです！
20歳になってからの障害基礎年金申請の時に必要になります。例えばP60の東京生活支援ノート「つなぐ」などを活用してみてもいいかもしれません。

3. 就学前の児童福祉法に基づくサービス（児童発達支援）

NP0法人 昭島ひよこ教室

〒196-0015 昭島市昭和町4-7-1 昭島市保健福祉センター（あいぽっく）2階

☎ 042-545-3676

昭島ひよこ教室は、発達の遅れや言葉の遅れなど、乳幼児期の発達のつまずきや困難さを持つ子ども達を対象に早期に療育を行い、成長・発達を援助し保護者も共に学びあい、育ちあうことを目的とした教室です。

対象年齢	1歳～就学前
定員	1日10名
開所日時	月曜日～金曜日 8:30～17:15
費用	児童福祉法による通所給付費 1回につき約1,120円（減免あり）

母子分離クラス アヒル組

*対象：概ね2才半～就学前

*通所日時：月・水クラス、火・木クラス 9:50～13:30

母子通所クラス ペンギン組

*対象：概ね1才～3才

*通所日時：火曜日 15:00～16:30

（母子の安定した関係づくり及び母子遊び指導、相談）

音楽リズム・造形遊び

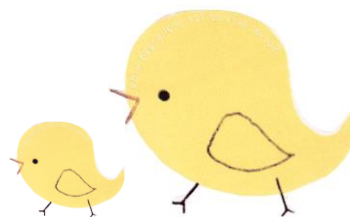
それぞれ月1回 金曜日午前中（2グループに分けての母子参加）

言語・心理指導

主に母子分離クラス児を対象に、グループ観察・個別相談

その他

季節ごとの年間行事（入園・進級式、春の遠足、七夕、芋ほり、運動会、クリスマス会
卒園遠足、卒園・修了式等）、夏のプール指導



◎発達に遅れがあるのですが、保育園に入ることはできますか？

発達に遅れの心配があるお子さんをお持ちの方で、保護者の就労等で保育園への入園を希望する場合には、まず、市役所（子ども子育て支援課子ども子育て支援係）にご相談ください。市内の公立保育園・ほとんどの私立保育園では、入園条件が揃えば、発達に遅れのあるお子さんの受け入れを行っています。

第2章 相談支援機関や情報を活用しましょう

発達に対する不安や、難しい思春期の対応など、専門家や先輩のお母さんの話を聞くだけで見通しが持てることも多くあります。障害のある子どもを育てていると辛くなったり苛立ったりすることもあります。そのような時は一人で抱え込まず、専門機関や身近な人に相談しましょう。

1. 市の相談窓口

障害福祉課 障害福祉係

昭島市田中町1-17-1 昭島市役所 1階 13番窓口

☎ 042-544-5111（内線2132～2136）

身体・知的・精神障害者の福祉制度や福祉サービスに関すること、また、障害者手帳、各種手当や医療費助成制度に関することなど、遠慮なくご相談ください。

健康課 保健指導係

昭島市昭和町4-7-1 昭島市保健福祉センター（あいぼっく）

☎ 042-543-7303

乳幼児の子育てで悩んでいる方（子どもへの関わりがわからない・子どもの発達で気になるなど）の相談に応じていますので、遠慮なくご相談ください。

子ども家庭支援センター

昭島市田中町1-17-1 昭島市役所 3階

☎ 042-543-9046（直通）

子どもと子育て家庭に関する総合支援、子どもと家庭を支援するサービスの提供・調整、子育てサークルなどの地域組織化など、関係機関と連携・協力しながら、地域での子育て・子育てを応援しています。

＊対象者： 昭島市内にお住まいの18歳未満の子どもとその保護者、子育てに関わる方

＊相談日時： 月～金曜日 9：00～19：00（受付は18：30まで）
（祝日・年末年始は除く）

＊相談方法： 電話、来所でお受けします。

知的障害者相談員

障害者の方やその家族から、日常生活などの身近な相談に応じています。

昭島市にも3名の相談員がいます。連絡先は、市役所（障害福祉課）にお問い合わせください。

2. 市内の相談機関

昭島市障害者相談支援センター

昭島市昭和町4-7-1

昭島市保健福祉センター(あいぽっく) 2階

☎ 042-513-5456 FAX 042-513-5457

*相談日時 : 月～金曜日 8:30～17:15
(土・日・祝日・年末年始は休み)

虹のセンター25

昭島市中神町1176-19-101

☎ 042-549-7733 FAX 042-549-1128

*相談日時 : 火～土曜日 9:30～18:00
(祝日・年末年始の休みについては、電話でご確認ください)

自立生活センター・昭島

昭島市朝日町3-18-12

☎ 042-545-7553 FAX 042-545-7637

*相談日時 : 月～金曜日 9:00～18:00
(土・日・祝日・年末年始は休み)
ただし、予約を頂ければ開所します。

身体障害、知的障害、精神障害、発達障害のある方や、障害のある児童とその保護者の方など、また、障害者手帳をお持ちでない方も、遠慮なくご相談ください。

ことばの相談（言語機能訓練）

〒196-0015 昭島市昭和町4-7-1

昭島市保健福祉センター(あいぽっく) 2階

☎ 042-544-5033 FAX 042-544-5034

昭島市在住で、言葉やコミュニケーションでお悩みの方の相談に応じます。市から委託により社会福祉法人あすはの会みしょうが実施しています。

*相談日時 : 毎週 火曜日・木曜日 10:00～16:00 (祝日を除く)
*担当者 : 言語聴覚士が担当しています。
*受付 : 予約制

3. 東京都の相談機関

東京都立川児童相談所

立川市曙町3-10-19 ☎ 042-523-1321

児童（18歳未満）の知的発達遅れ・肢体不自由・ことばの遅れ・発達障害等（自閉症・アスペルガー症候群・ADHD・学習障害）の相談に児童福祉司・児童心理士・医師などの専門スタッフが相談や援助にあたります。また、他専門機関での医療・援助・訓練などの紹介もします。相談内容はすべて秘密を守ります。

*相談日 : 月～金曜日 9:00～17:00
あらかじめ予約をすると待たずに相談できます。

東京都福祉保健局 児童相談センター よいこに電話相談

相談電話番号 ☎ 03-3366-4152

聴覚言語障害者相談 FAX 03-3366-6036

相談には経験豊かな専任相談員があたっています。子どもの成長や行動で気になることなど、18歳未満の子どもに関するあらゆる相談を受け付けていますので、悩んだときには安心して相談してください。相談内容によっては他の相談機関を紹介しています。

*相談日時 : 月～金曜日 9:00～21:00
土・日・祝日 9:00～17:00

東京都多摩立川保健所

立川市柴崎町2-21-19 ☎ 042-524-5171

保健所では、次のような相談を行っています。まずは電話でお問い合わせください。

① 精神保健

保健師による相談を行っています。精神科医師による専門相談（アルコール依存、薬物ひきこもりなど）や講演会なども実施しています。また、思春期・青年期の相談も行っています。

② 難病など

難病や重症心身障害をお持ちの方の療育生活についての相談を行っています。講演会や関係者向けの研修会も実施しています。

*相談日時 : 月～金曜日 9:00～17:00

東京都立小児総合医療センター

府中市武蔵台2-8-29

①こころの電話相談 ☎ 042-312-8119（相談専用）

3歳から18歳未満までの子どもの行動や心についての悩み、子育ての相談等に心理士・精神科のソーシャルワーカーが電話での相談に応じています。

*相談日時 : 月～金曜日 9:00～11:30
13:00～16:30
(土・日・祝日・年末年始は休み)

②思春期デイケア ☎ 042-300-5111

思春期年齢（中学生～22歳未満）を対象にした外来治療の一つの方法で、生活リズム作り、ひきこもりの予防、学校や職場への参加準備などを目指しています。スタッフは、医師・看護師・保育士・精神保健福祉士・心理士が対応しています。対象は精神科医の診察を受け、本人の参加の意思があり原則として一人で通える人です。

東京都発達障害者支援センター（トスカ）

世田谷区船橋1-30-9 ☎ 03-3426-2318

東京都在住の発達障害（自閉症・アスペルガー症候群・その他の広汎性発達障害・学習障害・注意欠陥多動性障害など）の本人及びその家族、関係者・関係機関からの相談に応じています。関係機関との連携、普及啓発・研修も行います。東京都の委託を受けて行っています。

*受付日時 : 月～金曜日 9:00～17:00
*相談日時 : 月～金曜日 10:00～17:00 ☆電話予約が必要です。



4. 都内の相談機関

知的障害者青年期相談「明るい相談室」

新宿区西新宿8-3-39 東京都知的障害者育成会事務局内

☎ 03-5389-2600

青年期を迎えた知的障害者の対人関係・就学・就労・日常生活などについて相談に応じます。
相談内容に応じ、弁護士等も対応します。

*相談日時 : 月、火、水、木曜日 10:00～17:00 ☆電話予約が必要です。

「NP0法人 レインボー」子育て支援隊

同じ障害の子どもをもつ仲間に話を聞いてもらうことで、気持ちが救われることや子育ての見通しがつくことがあります。レインボーは困っている、悩んでいる保護者が話をできる場作り、子育てを楽しめるような活動をしています。また、疑似体験を交えた公演を行い、障害児者の理解啓発を行っています。障害を持つ子どもと生活している親・家族ですので、折り返しのお電話になるかもしれませんが、ご了承ください。

*定例日 : 毎月第2木曜日

*場 所 : 都立あきる野学園 他（ご相談に応じます）

*時 間 : 10:00～12:00

*連絡先 : 理事長 両角美映 090-4097-8479

[mail nporainbow2006@gmail.com](mailto:nporainbow2006@gmail.com)

全日本手をつなぐ育成会 法律相談

☎ 03-3431-0668

生活一般の相談を受けています。全日本手をつなぐ育成会の中央相談室で受け付け後、法律相談が必要な場合、ボランティアで関わっている弁護士につなぎます（弁護士の指定はできません）。相談後、事件として弁護士に依頼を希望する場合は直接契約（有料）となり、この時点で全日本手をつなぐ育成会の相談は終了します。

*面談若しくは電話による相談は初回のみ無料原則30分

*相談日 : 水、木曜日

5. 昭島市社会福祉協議会

昭島市昭和町4-7-1 昭島市保健福祉センター（あいぼっく）2階

☎042-544-0388

昭島市社会福祉協議会は、市民の皆さんが会員となり、地域の福祉を高めていくことを目的とした民間団体です。在宅福祉サービス、子育て支援事業（ファミリー・サポート・センター）、ボランティア推進事業など、人と人を結ぶサービスを中心に行っています。

◆在宅サービス

- ①くじらほっとサービス……障害者から高齢者まで対応した家事援助サービス
- ②出張理髪サービス……ねたきり高齢者の方を対象にした理髪サービス
- ③ひとり暮らし高齢者食事サービス…食事をすることが困難な高齢家庭に治療食を配食
- ④在宅介護者リフレッシュ事業……ねたきりや認知症の高齢者の方を介護している家族のリフレッシュ事業
- ⑤車椅子の貸し出し……車椅子の無料貸し出し（最長6か月間を限度に）
- ⑥地域元気ネットワーク事業……70歳以上で一人暮らしの高齢者の方の見守活動

◆ファミリー・サポート・センター

- ・会員相互の子育て支援

◆昭島ボランティアセンター

- ①登録・派遣・講習・保険……総合的なボランティアへの支援
- ②講座・講習……車椅子体験や高齢者疑似体験、手話、ボランティア養成

◆地域福祉・後見支援センター

- ①成年後見支援制度……利用に関するご相談や、申し立て手続きのお手伝い
- ②地域福祉権利擁護事業……福祉サービス利用のお手伝いや金銭管理、書類保管等の支援

◆その他

- ・募金活動……共同募金（赤い羽根・歳末たすけあい運動）の活動窓口
- ・貸付……たすけあい資金貸付（応急小口資金）、生活福祉資金の貸付、総合支援資金や受験生チャレンジ支援金の貸付
- ・ひとり親世帯交流支援事業……ひとり親の家庭のための交流イベントを開催
- ・知的発達障害者交流事業……知的・発達障害のある子どものための交流イベントを開催
- ・身体障害者交流事業……身体障害のある子どものための交流イベントを開催
- ・低所得者、離職者に対する相談窓口…各種制度の受付・相談
- ・サロン活動支援事業……その地域に住む市民の交流の場づくりであるサロン活動を支援

民生委員を知っていますか

日常の生活の中で「誰に、どこに、相談すればいいの？」と困ったときに、民生委員・児童委員にご相談ください。民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱され、市内を79の地区に分けて、それぞれの担当区域内で調査・相談・指導・助言及び関係機関に対する協力活動を行っています。

高齢者・障害者・ひとり親家庭・所得が少ないことなどで困っている方や、児童問題や家族関係など援助を必要としている方々の相談に応じるなど、必要に応じて市や関係機関と連絡をとりながら、解決に向けた支援を行っています。

また、昭島市社会福祉協議会からの依頼で、市民の皆様からの相談を無料でお受けしています。相談の秘密を守ることが法律で義務づけられていますので、安心して遠慮なくご相談ください。

＊毎週水曜日＝保健福祉センター「あいぽっく」

＊毎週金曜日＝市民交流センター

時間はいずれも午後2時～4時です。

問い合わせ先：生活福祉課福祉推進係 ☎042-544-5111

6. 福祉の制度・サービス等の情報を詳しく知りたい方へ

東京都知的障害児者生活サポート協会

全国知的障害児者生活サポート協会が中心となって運営している協会で、知的障害児者・自閉症児者が安全・安心・安定した生活が送れるように活動しています。主要事業である相談の担当者は、協会の理事（主に入所・通所施設等の施設長）です。

＊日常生活に関わる相談支援事業（生活全般に関すること）

＊就労に関わる相談支援事業（就職など）

＊権利擁護に関わる相談支援事業（権利擁護に関すること）

※この協会に加入することで、生活サポート総合補償制度が利用できます。

問い合わせ先：東京都知的障害児者生活サポート協会

国分寺市南町2-11-14 トミービル

☎ 042-300-1366 FAX 042-300-1367

社会福祉の手引

編集：東京都福祉保健局 発行：東京都

＊東京都の社会福祉の各制度及び関連保健・医療分野の事業、福祉サービス等の利用手続、相談機関、施設一覧等の最新情報を掲載しています。

＊年1回 8月末発行

＊都民情報ルーム（都庁第一本庁舎3階北側 平日 午前9時～午後6時15分）にて、一部260円で販売しています。郵送販売、その他取扱書店については、都民情報ルーム（☎03-5388-2276）へお問い合わせください。

<http://www.shougaifukushi.metro.tokyo.jp/>

このサイトでは、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づいて、東京都に申請し指定を受けた事業所を検索することができます。

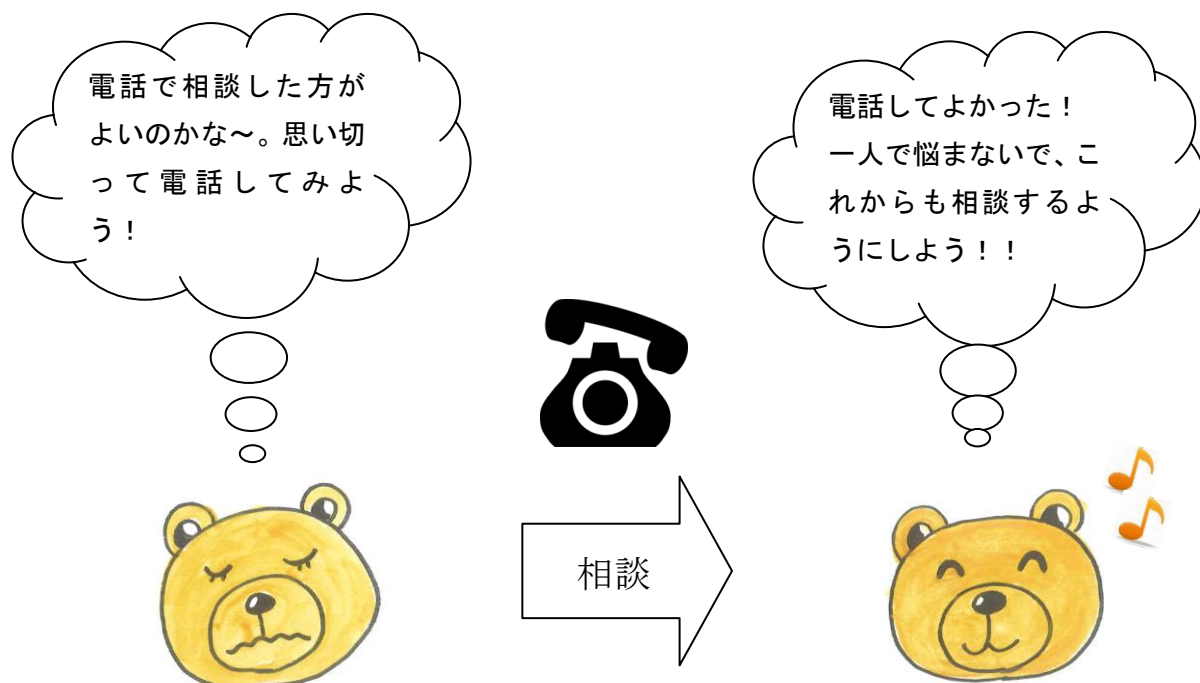
とうきょう福祉ナビゲーション

公益財団法人東京福祉保健財団

<http://www.fukunavi.or.jp/>

以下のような情報がホームページに掲載されているほか、いつでも必要なときに福祉サービス、最新の学習会・研修会等の情報を得ることができます。

- *福祉制度や最新の福祉情報
- *事業所情報（事業所の特徴・運営方針など詳細情報）
- *福祉サービス第三者評価情報と事業所の評価
- *苦情対応情報や相談窓口情報等



第3章 学校選びはどうすればいいですか？

子どもの障害や性格、地域との関係等を考えると学校選びは非常に難しいもので悩むことがあります。子どもの成長に合った環境で学んでいけるように、昭島市や東京都の相談機関と連携を深めていくことが大切です。昭島市の特別支援教育と昭島市近辺の特別支援学校エリア・ネットワークを紹介します。

1. 学校入学に向けて

(1) 就学相談

お子さんの心身の発達の不安や就学について心配や悩み事のある方は、学校教育部指導課特別支援教育係へ相談してください。

指導課特別支援教育係 昭島市田中町 1-17-1 ☎ 042-544-5111 内線2239・2245

就学支援シートの作成 ―幼稚園・保育園等との連携―

一人ひとりに応じた適切な指導や支援を行なうため、就学前機関である幼稚園・保育園等と小学校との連携を図るため就学支援シートを作成しています。子どもの指導上の配慮を学校に引き継ぐ役割を果たします。就学先の学校はこれを参考にして、保護者と協力して個別の教育支援計画や個別指導計画を作成していきます。

(2) 特別支援学校と昭島市内の学校・学級の種類

①昭島市が学区域となる特別支援学校には、下記の学校があります。

学校名	住所	連絡先
東京都立あきる野学園 (知的障害)	あきる野市上代継123-1	☎ 042-558-0222
東京都立八王子盲学校	八王子市台町3-19-22	☎ 042-623-3278
東京都立立川ろう学校	立川市栄町1-15-7	☎ 042-523-1358
東京都立村山特別支援学校 (肢体不自由)	武蔵村山市学園4-8	☎ 042-564-2781

②昭島市内の特別支援学級には、下記の学級があります。

特別支援学級 知的障害・固定学級	<小学校> 若草学級（共成小） 杉の子学級（つつじが丘南小） ふたば学級（田中小）
	<中学校> 1組（昭和中） 多摩辺学級（多摩辺中）

③昭島市内の情緒障害等通級指導学級などには、下記の学級、教室があります

情緒障害等通級指導学級 (コミュニケーションの教室)	<小学校> 大空学級(東小) たんぼぼ学級(拝島第三小) そよかぜ学級(つつじが丘北小)
	<中学校> ずいうん学級(瑞雲中)
難聴学級・言語障害学級	<小学校> きこえとことばの教室(富士見丘小)
適応指導教室 (不登校傾向の児童・生徒)	<小学校> たまがわ適応指導教室(玉川会館内)
	<中学校> もくせい適応指導教室(昭和町分室内)

※通常学級に通いながら必要に応じて通級する教室です。

(3) 昭島市の特別支援教育における支援体制

◆学校の取り組み

①校内委員会の設置

校長・副校長・特別支援教育コーディネーター・教育相談担当教員などで構成され、児童・生徒への具体的な支援について検討しています。

②特別支援教育コーディネーターの配置

校内の関係者や校外の関係機関・専門家と連携を図り、個々の児童・生徒のニーズに応じた具体的な支援についての調整を図ります。

③個別の教育支援計画・個別指導計画の作成

児童・生徒一人ひとりの障害の状況などに応じて指導を行うために、学校が保護者の協力を得て作成する指導計画です。

◆教育委員会の取り組み

①特別支援教育推進委員会の設置

教育委員会事務局と学校関係者などで構成し、市内の特別支援学級又は通常の学級に在籍し、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の教育に関する基本的な考え方や方向性、支援策などについて検討し、特別支援教育の推進を図ります。

②専門委員会の設置

学識経験者、医師、臨床心理士等、特別支援教育の専門家などで構成し、障害のある児童・生徒への望ましい教育について、専門的な指導・助言を行います。

③特別支援教育支援員・介助員の配置

特別な支援や配慮を必要とする児童・生徒に対し、生活習慣の定着や学習指導などにおける支援を行います。

④巡回相談

通常の学級に在籍する特別な支援が必要と思われる児童・生徒について、専門家が授業参観等を通して、今後の指導・支援の方法や環境整備等の助言を行います。

(4) 特別支援学校に通いながら地域の学校にも通わせたい

◆副籍事業 (都立特別支援学校との連携)

都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の市立小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、地域とのつながりの維持・継続を図る制度です。この制度により、居住する地域の中で、障害のあるなしにかかわらず、すべての児童・生徒の相互理解が進み、子どもたちの「豊かな心の育成」につながっていくことが期待されます。

2. 高校からの特別支援教育（軽度知的障害者向け特別支援学校）

◆知的障害特別支援学校高等部普通科職業コース

軽度の知的障害者向けの特別支援学校です。入学相談の方法には学力調査・作業能力調査・作文・面接があります。愛の手帳（療育手帳）の写し又は医師診察記録が入学時に必要です。都内には下記の学校があります。

学 校 名	所 在 地	連絡先
東京都立南大沢学園 高等部就業技術科	八王子市南大沢5-28	☎ 042-675-6075
東京都立永福学園 高等部就業技術科	杉並区永福1-7-28	☎ 03-3323-1380
東京都立青峰学園 高等部就業技術科	青梅市大門3-12	☎ 0428-32-3811
東京都立足立特別支援学校 高等部普通科職業コース	足立区花畑7-23-15	☎ 03-3850-6066
東京都立志村学園 高等部就業技術科	板橋区西台1-41-10	☎ 03-3931-2323
東京都立水元小合学園 高等部就業技術科	葛飾区西水元5-2-1	☎ 03-5699-0141



第4章 サービス利用の前に

1. 愛の手帳（療育手帳）

「愛の手帳」（東京都での呼称）は、知的障害者（児）の方に東京都から交付される手帳で、国や都、市町村で実施している公的な福祉制度を利用することができます。

（1）愛の手帳の申請

愛の手帳は、知的障害者本人又はその保護者の申請に基づいて交付されるもので、障害の程度によって1度から4度までの区分で判定されます。

◆申請場所は・・・

- ①18歳未満の場合 → 「東京都立川児童相談所」
立川市曙町3-10-19 ☎ 042-523-1321
- ②18歳以上の場合 → 「東京都心身障害者福祉センター多摩支所」
国立市富士見町2-1-1 ☎ 042-573-3311

（2）愛の手帳で受けられる主な支援は

①手当

年齢、障害の程度や所得制限などにより、受けられる手当は異なりますが、障害児福祉手当や特別障害者手当などが受けることができます。

②税金の控除・減免

所得税や住民税の控除（障害程度により控除額は異なります）や自動車税、軽自動車税や自動車取得税の減免（愛の手帳1度～3度の方）などを受けることができます。

③交通機関の割引

鉄道（JR・私鉄）、都営交通、民営バスなどの運賃割引を受けることができます。

④タクシー料金の割引

乗車の際、愛の手帳を提示することにより、乗車料金の10%の割引を受けることができます。

⑤都立・国立施設の無料利用

⑥心身障害者医療費の助成（マル障）

愛の手帳1度、2度を所持し、健康保険に加入している方は、病院等での診察を受けた際支払う自己負担金の一部を助成します。

（生活保護受給者や65歳以上で手帳の交付を受けた方などを除きます。）

⑦タクシー利用費助成又はガソリン費助成（1度・2度の方）

- ・タクシー利用費助成（半期ごとに10,000円を限度に助成）
- ・ガソリン費助成（1か月30ℓ「ガソリン：1ℓにつき56円・軽油：1ℓにつき33円」を限度に四半期ごとに助成）

※愛の手帳の申請手続きは、それぞれの場所に電話をして予約をとる必要があります。

※主な支援制度については、愛の手帳の等級によって異なりますので、各機関に確認してください。

※手帳取得後は、昭島市発行の「愛の手帳福祉ガイド」がありますので、そちらもご参照ください。

2. 障害者総合支援法

(1) 障害者総合支援法の仕組み

①障害者総合支援法による総合的な支援のための3つのサービス（自立支援給付）

全国同一のサービスで、個別に支給決定が行われる「介護給付」「訓練等給付」と区市町村が地域特性を踏まえ、創意工夫により柔軟に実施できる「地域生活支援事業」があります。それぞれを説明します。

介護給付 → 日常生活上、継続的に支援が必要なもの

（ホームヘルプ・行動援護・生活介護・短期入所・施設入所支援など）

サービス利用の申請後、障害支援区分認定調査を受けると、昭島市障害支援区分認定審査会において、調査内容や医師の意見書の内容を総合的に勘案した審査・判定が行われ、障害支援区分の認定を受けます。

※障害支援区分により利用できないサービスがあります。通所施設の生活介護は、障害支援区分3以上（50歳以上は2以上）、施設入所支援は障害支援区分4以上（50歳以上は3以上）、行動援護は区分3以上と決まっています。

訓練等給付 → 地域で生活するために一定期間提供される訓練的支援

（就労移行支援・就労継続支援・自立訓練・グループホーム）

サービス利用の申請後、障害支援区分認定調査は受けませんが、障害支援区分の認定を受ける必要はなく、障害の状況や希望等に応じて利用することができます。

地域生活支援事業 → 地域の特性や利用者の状況に応じて、柔軟な形態により、住民に最も身近な区市町村を中心として実施するサービス

（移動支援・相談支援・日常生活用具の給付又は貸与・手話通訳派遣等のコミュニケーション支援・その他の日常生活又は社会生活支援）

※移動支援事業や日常生活用具の給付などを利用する場合は、市役所（障害福祉課）に申請します。移動支援事業の利用申請を除き、障害支援区分認定調査や障害支援区分の判定は必要ありません。自治体の創意工夫でサービスを決めます。国から必ず実施が義務づけられているものと地方自治体が独自で実施するものがあります。

<障害者総合支援法の知的障害者（児）に関するサービス>

自立支援給付

区	分	法律上の名称
訪問系サービス	介護給付	居宅介護 行動援護 重度訪問介護
日中活動系サービス	介護給付	生活介護 短期入所
	訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援（A型（雇用型）・B型（非雇用型））
居住系サービス	介護給付	施設入所支援
	訓練等給付	共同生活援助（グループホーム）

地域相談支援事業

区市町村事業	必須	理解促進研修・啓発事業 自発的活動支援事業 相談支援事業 青年後見制度利用支援事業 意思疎通支援事業 日常生活用具給付事業 移動支援給付事業 手話通訳者養成事業 地域活動支援センター機能強化事業
	任意	日常生活支援 巡回入浴サービス 言語機能訓練事業など 社会的参加支援 点字・声の広報誌作成事業 点字・声の議会誌作成事業 自動車運転教習費助成事業 自動車改造費助成事業

②障害者総合支援法による障害福祉サービス利用の手続き

障害者総合支援法による障害福祉サービスを利用するには、「サービス等利用計画」の作成が必要となり、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が作成します。なお、移動支援事業のみを利用する場合は、下記の手続きは必要ありません。

- 1 市役所（障害福祉課）において、利用したいサービスの申請を行います。



- 2 「サービス等利用計画案提出依頼書」が発行されます。これを持って市からもらった「相談支援事業所一覧」を参考にして、指定特定相談支援事業所を選び連絡します。



- 3 障害支援区分の認定調査

サービスを支給決定するためには、障害支援区分（障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分）の認定が必要となることから、市の認定調査員より、障害支援区分認定調査（80項目）の実施日時等について連絡があります。

18歳未満の児童の方は10項目の聞き取り調査があります。



- 4 担当の相談支援専門員がサービス等利用計画案を作成するために、本人や家族の希望（どんな生活をしたいか、どんなサービスを利用したいか等）をお伺いします。その際、指定特定相談支援事業所と計画作成のために契約を結びます。



- 5 相談支援専門員がご本人の希望に沿ったサービスを利用するために計画書(案)を作成します。



- 6 相談支援専門員が計画案を本人や家族と確認した後、市役所（障害福祉課）に提出します。また、その間に利用したいサービス提供事業所を探します。出来るだけ本人の希望に合わせた事業所探しを支援しますが、多少、時間がかかる場合もあります。入所施設や通所施設、グループホームなどは、本人や家族と一緒に見学などもします。



- 7 計画案が市役所（障害福祉課）で受理されると、市は、計画案や勘案すべき事項を踏まえ、サービスの支給決定を行い、自宅に「サービス受給者証」と「決定通知書」を送付します。



- 8 「サービス受給者証」と「決定通知書」をもとに、相談支援専門員が計画書（本案）を作成し、本人や家族と確認した後、市役所（障害福祉課）やサービス提供事業所に提出します。



- 9 本人や家族は、利用したいサービス提供事業所と面談、契約を行い、サービスの利用を開始します。



- 10 相談支援専門員は、定期的に本人にサービスの利用状況の検証や計画の見直しの必要性の有無などについてお話をお伺いします。（これを「モニタリング」といいます。）
また、サービスは支給期間が決まっているので、支給期間が終了して更新の際には、相談支援専門員が新しく「サービス等利用計画」を作成します。



サービス更新の際には、申請書を提出し、新しくサービス等利用計画を作成する必要があります。

- ※ 障害支援区分の認定調査は、市の認定調査員が調査に伺います。
- ※ 二次判定を行う「昭島市障害者支援区分認定審査会」は、医師・福祉関係者等で構成されています。
- ※ 障害支援区分により利用できないサービスがあります。

＜サービス等利用計画作成のための指定特定相談支援事業所＞

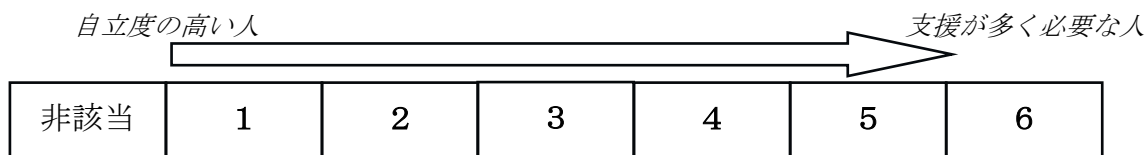
名 称	住 所	連絡先	対 象 者
昭島市障害者相談支援センター	昭和町4-7-1 保健福祉センター 2F	☎042-513-5456	主に身体・知的・精神障害者(児)及びその家族
虹のセンター 2 5	中神町1176-19-101	☎042-549-7733	主に精神障害者(児)及びその家族
自立生活センター・昭島	朝日町3-18-12	☎042-545-7553	主に身体障害者(児)及びその家族
ウイズ相談支援事業所	松原町4-10-13 コーポふじ302	☎042-544-1782	主に知的障害者(児)及びその家族
めりーらいふ	東町4-9-3	☎042-546-4243	主に身体・知的・精神障害者(児)及びその家族
昭島ひよこ教室	昭和町4-7-1 保健福祉センター 2F	☎042-545-3676	主に児童発達支援のサービスを利用する障害児及びその家族
にこにこ	玉川町3-17-13	☎042-541-0706	主に放課後等デイサービスを利用する障害児
あいサンテケアステーション	中神町1157-11	☎042-506-8823	主に身体・知的・精神者障害者(児)及びその家族
ゆいのもり相談支援センター	つつじが丘3-5-6-114	☎042-519-2660	主に精神障害者及びその家族
昭島生活実習所	松原町3-11-15	☎042-541-8796	主に身体・知的・精神障害者及びその家族

③障害支援区分とは

障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分です。必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービスが利用できるよう導入されており、昭島市障害支援区分認定審査会において、調査内容や医師の意見書の内容を総合的に勘案し、審査・判定を行います。「障害支援区分」は、支援の必要度であり愛の手帳の度数とは、異なります。

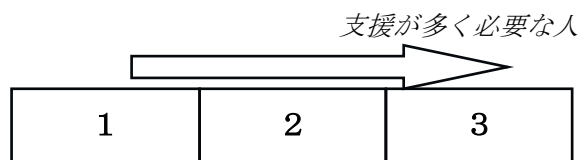
***成人の場合**

障害支援区分は「1」から「6」まであります。「1」は「自立度の高い人」、「6」は「最も支援が必要な人」です。



***18歳未満の場合**

成長途上であるため認定調査は実施せず、10項目【日常生活動作4項目・行動障害6項目】の聞き取り調査を行います。3段階の区分があります。なお、昭島市障害支援区分認定審査会での審査・判定は必要ありません。



(2) サービスの利用料は？

①市町村民税非課税世帯の場合

平成22年4月から「市町村民税非課税世帯（低所得1.2）」の利用料は無料になりました。食費負担額の軽減措置は継続されます。自治体が利用料を決める地域生活支援事業の利用も平成22年4月以降、無料になりました。

※18歳になると、世帯主の所得ではなく障害者個人及び配偶者の収入で利用料等が決まります。障害基礎年金と手当以外に収入のない障害者の場合、市町村民税非課税（低所得1.2）となります。

②市町村民税課税世帯の場合

利用料は1割負担になります。利用料の上限は、一般世帯は37,200円、所得割16万円未満の一般世帯は、18歳未満4,600円、18歳以上9,300円です。

※この章では、障害者総合支援法における自立支援給付による支援のうち、「自立支援医療」「補装具」の説明を省きました。

3. 医療費の助成

医療費の助成制度がありますが、それぞれに利用制限がありますのでご注意ください。

(1) 心身障害者医療費助成制度（マル障）

- *対象者：愛の手帳 1度・2度の方
- *所得制限：あり
- *助成内容：医療保険の対象となる医療費・薬剤費等の自己負担額の一部を助成
- *手続方法：市役所（障害福祉課）に申請し、受給者証の交付を受ける。

(2) 自立支援医療費（精神通院）助成制度

- *対象者：発達障害、多動性障害等、精神疾患で通院されている方で、継続的に通院・治療を必要とする方
- *助成内容：入院しないで行われる医療（医療機関は指定）
自己負担あり（原則1割負担）
（マル障を受けられない方でも、上記に該当する方は、利用できます。）
- *手続方法：市役所（障害福祉課）に申請し、受給者証の交付を受ける。

－ 第4章についてのお問い合わせ －

障害福祉課 ☎042-544-5111 内線2132～2136

第5章 障害児の暮らし

子どもの成長とともに家族以外の支援者に委ねることも考えていきましょう。ここでは障害者総合支援法のサービス（1～3、5）のほか、児童福祉法におけるサービスや地域の活動なども紹介します。

1. ガイドヘルパーとの外出

家と学校だけではなく、社会に出ていろいろな経験をしていく際に、ヘルパーと一緒に安心です。週末に大好きな電車にたくさん乗ったり、水族館や動物園に出かけたり、平日に図書館や運動やショッピングなど、本人の希望を踏まえてガイドヘルパーと一緒に外出します。

◆サービスの種類

（1）移動支援

社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のためにヘルパーを利用して外出する制度です。

*移動支援の支給量（利用可能時間）の目安（昭島市の状況）

小学生まで8H/月	中学生12H/月	高校生16H/月	18歳以上25H/月
-----------	----------	----------	------------

※児童の場合、夏休み中の7月はプラス10時間、8月はプラス20時間の支給があります。

*利用者負担 : 利用者の負担については、市町村民税課税世帯は原則1割、市民税非課税世帯・生活保護世帯は無料です。

コ・ラ・ム

たとえば月に1回のお楽しみ、ロングでお出掛けするために、ご本人が行きたいところを決めてご本人から直接メールで事業所へ連絡する方がいます。電車の種類や路線の時刻表については詳しく知っていて得意だけれど、横にヘルパーさんがいるともっと安心して遠くまで行けるし楽しいという感想を聞きます。鉄道博物館や水族館、いろんな路線に乗ってみたい、お台場や渋谷でおしゃれな小物を選んだり、公園でおやつを食べたり、買い物したり・・・とお出掛けする場所はその方によって様々です。ご本人や家族がどのように使いたいかを事業所に伝えてください。ガイドヘルパーを利用するきっかけは他のきょうだいの保護者会などの時に利用されることが多いですが、ご家族がリフレッシュするために利用することもできます。色々な人と出かける体験を積むことで、社会との関わりも増えて、より豊かな地域生活を送ることが出来るようになります。大いに活用してください！



名称	所在地	連絡先
大きなかぶ	朝日町1-4-12 マルマンビル201	☎ 042-545-0890
白百合ケアセンター	東町1-16-9	☎ 042-521-7771
MERRY ROOM	東町4-9-3	☎ 042-546-4243
つつじが丘介護支援センター	つつじが丘3-5-6-113	☎ 042-500-5441
コスモス昭島	中神町1148 - 16	☎ 042-545-1483
幹福社会	中神町1163 - 6	☎ 042-549-7712
ウイズ	松原町4-10-13 コーポふじ302	☎ 042-544-1782
あいサンテケアステーション	中神町1157-11	☎ 042-506-8823
太陽ヘルパーセンター	朝日町2-3-37 奈良ビル2F	☎ 042-500-6050
おむすびネット	あきる野市油平98 第一中村ビル103	☎ 042-532-4533
ベネレートサービス	あきる野市草花1883-16	☎ 042-550-5405
わたげ	あきる野市二宮1051-2	☎ 042-648-2880
ニーノ	あきる野市二宮1099-3 小井土ビル201	☎ 042-532-0305
ジャパンケア国立	国立市中1-8-33 小笠原ビル1階北号室	☎ 042-580-0191
みんなの広場	立川市曙町2-32-3 立川三和ビル401	☎ 042-540-3223
ハイジ	立川市富士見町1-23-15	☎ 042-524-5350
ヘルプ協会たちかわ	立川市錦町3-1-29 サンハイム立川1F	☎ 042-526-2898

（２）行動援護

- ①行動に特別な配慮が必要な人がヘルパーと外出する制度を「行動援護」と言います。18歳以上の場合、認定調査で行動障害が一定以上と判断された人（障害支援区分3以上）が対象、18歳未満は聞き取り調査があります。（行動関連項目12項目の合計点数が10点以上）
- ②移動支援と行動援護のサービスを併用することは、原則としてできません。
- ③利用者負担は原則1割です。
- ④行動援護サービスを利用するには、指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画の作成が必要となります。
- ⑤サービス提供事業所については、東京都障害者サービス情報（P15）のホームページでの検索か、指定特定相談支援事業所（P23）にお問い合わせください。

2. 居宅介護

ご自宅で利用することができます。

- *身体介護：食事介助・入浴介助・排せつ介助など、身体に直接触れて介護サービスを行います。
- *家事援助：掃除・洗濯・調理など家族が障害・疾病のため、家事を行うことが困難な場合に利用できます。
- *通院等介助：病院等へ通院するときに利用できます。
- *事業所：東京都障害者サービス情報（P15）のホームページでの検索か、指定特定相談支援事業所（P23）にお問い合わせください。

3. 重度訪問介護

常時支援や見守りが必要な重度の身体障害・知的障害の方の身体介護や家事援助等、日常生活一般の支援を行います。

＊事業所：東京都障害者サービス情報（P15）のホームページでの検索か、指定特定相談支援事業所（P23）にお問い合わせください。

4. 放課後等デイサービス

- ①放課後や土、日曜日を学校や家庭以外の場所で、多くの人とふれあい経験を積むことにより社会性を身につけ、豊かな心と個々の発達を促すことを目的に活動しています。
- ②放課後等デイサービス（児童福祉法に基づくサービス）の申請手続きは、障害者総合支援法に基づくサービスの申請手続きとほぼ同じ流れです。
- ③昭島市内にある事業所や昭島市に在住の方が利用できる事業所は以下の通りです。活動内容や空き状況、利用方法などは各事業所へお問い合わせください。

— 事業所一覧 —

名称	所在地	電話
にこにこ	昭島市玉川町3-17-13	☎ 042-541-0706
ドリームボックス中神	昭島市玉川町2-4-11 ヴェルシャトゥ 1F	☎ 042-519-4412
わいわいクラブ	あきる野市秋川2-7-15	☎ 042-518-7633
え笑み	あきる野市油平87-3 シヤルマンルーフ 2F-AB	☎ 042-550-7185
みらいクラブ	あきる野市秋川1-7-7 エスポワールⅡ 番館2階	☎ 042-533-3788
Poco a Poco	日の出町大久野1628-7	☎ 042-597-1599
歩っ歩	福生市武蔵野台2-3-20	☎ 042-513-0355
あそぼーよ	福生市南田園3-5-21 森田ビルA号	☎ 042-513-5602
ぶどうの木	福生市福生1062-12 AMTビル2階203	☎ 042-513-3855
みんなの広場	立川市一番町3-17-11 ローズシャトル 2号館 1F	☎ 042-520-6655
あにものいえ	立川市羽衣町2-23-6	☎ 042-595-9450
スマイル Jr	立川市高松町3-25-10 富士永ハイツ101	☎ 042-523-0818
テイクオフ	立川市高松町1-20-5	☎ 042-527-9203
サンフラワー	立川市一番町5-1-5 ネクスス立川 1F	☎ 042-520-6615
ジョブサU18立川	立川市曙町1-24-11 橋本ビル7階	☎ 042-548-1300
ドリームボックス立川	立川市柴崎町5-8-1 リバーサイドアブス1階	☎ 042-512-8794
立川らびっとくらぶ	立川市幸町3-25-1 立川けやき台ハイツ1階	☎ 042-537-7564
ハッピーテラス(発達改善スクール)	国立市中2-3-66 タキイシビル1F	☎ 0120-115-423



5. 短期入所（ショートステイ）

家族の病気、きょうだいの学校行事、仕事で親の帰りが遅くなるなど、どうすればいいでしょうか。たまに息抜きをしたいときだってあります。社会性を身につけるためや将来の自立を考えると、早くから支援者とともに過ごすことを経験しておくのもよいことです。

- *利用日数：基本は7日（1か月）ですが、家庭の事情や利用する人の状況が考慮され、利用できる日数が決定されます。
- *利用料：原則1割負担ですが、利用料に上限があります。市町村民税非課税世帯や生活保護世帯は利用料の負担はありませんが、食費・光熱費などは実費負担です。
- *利用施設：東京都障害者サービス情報（P15）のホームページでの検索か、指定特定相談支援事業所（P23）にお問い合わせください。

＜緊急で預けたい場合＞

基本的には利用者が、短期入所を受け入れている施設に、利用できるか問い合わせをします。それができない状況のときには、指定特定相談支援事業所（P23）や市役所（障害福祉課）に相談してください。

事前に市役所（障害福祉課）に短期入所のサービス利用の申請をしていないと、預けることが遅くなる場合がありますので、緊急時を見込んで短期入所のサービス利用の申請をしておくといよいでしょう。

6. ファミリー・サポート・センターの利用について

子育てのお手伝いができる方と、子育ての手助けが必要な方が会員となり、地域で子育てを支え合う育児支援ネットワークです。利用を希望する方は、登録してください。

*対象：利用会員 → 生後2か月から満12歳までのお子さんを持ちの方
（登録には年会費500円が必要です。）

協力会員 → 20歳以上で支援活動に熱意をもって協力できる方
（性別は問いません）。

原則として、昭島市ファミリーサポートセンターが実施する講習会を受講する必要があります。

- *利用料：

・平日・土曜日	午前9時～午後5時	1時間あたり	700円
	（上記以外の時間	1時間あたり	850円）
・日曜日・祝日	終日	1時間あたり	850円
- ・複数の児童を預かる場合は、2人目からの利用料は半額になります。
- ・当日や無断の取消には取消料が発生します。

*保険制度：会員になると自動的に「ファミリーサポートセンター補償保険」に加入します。保険料は昭島市社会福祉協議会が負担します。

＜登録や詳細については下記にお問い合わせください。＞

社会福祉法人 昭島市社会福祉協議会 昭島市ファミリーサポートセンター
昭島市昭和町4-7-1 昭島市保健福祉センター（あいぽっく）2階

☎ 042-544-0388

7. 学童クラブの利用について

＊対 象 者 : 小学1～3年生の児童（障害のある児童で継続の場合は4年生まで対象）

＊利 用 料 : 児童一人につき 月額4,500円＋間接行事費1,500円（延長育成料 100円/30分）
※午後6時以降は延長料金がかかります。（午後7時まで）

＊開設時間 : 学校のある日 下校時 ～ 18:00
学校休業日 8:00 ～ 18:00
（日曜日・祝日・年末年始は休み）

＊申 請 : 直接保護者が行う必要があります。利用基準などもありますので、子ども家庭部子ども育成課学童クラブ係（☎042-544-5111 内線2248・2249）までお問い合わせください。

※学童クラブのほかに小学1～6年生までを対象とした「放課後等こども教室」を実施しています。

「放課後等こども教室」は、基本として見守りであり、安全・安心な居場所の提供を行っています。

※各小学校によって実施内容が異なりますので、詳しくは、子ども家庭部子ども育成課青少年係（☎042-544-5111 内線2254・2255）まで、お問い合わせください。

8. 病児・病後児保育

市内在住で市内の保育園（認証・認可）などに通っている方（おおむね1歳から小学校就学前まで）で、事前登録が必要です。利用料は2,000円、昼食代・おやつ代は500円です。

市内では2か所で実施していますので、利用する際は、下記までお問い合わせください。

◆太陽子ども病院内病児保育室 「ひなたぼっこ」 昭島市松原町1-2-1 ☎ 042-544-7511

◆昭和郷保育園内病後児保育室 「くろーばー」 昭島市中神町1260 ☎ 042-543-1588

※事業の問い合わせ：子ども子育て支援課子ども子育て地域支援係 ☎042-544-5111 内線2170・2171

9. 自主団体で行っている余暇支援

◆昭島おもちゃの図書館トイトイぼっけ ☎ 042-545-5744 和田
月2回程度あいぼっくで活動しています。

◆在宅福祉サービスウイズ ☎ 042-544-1782 ウイズ
ほぼ月1回サロン活動を公共施設で行っています。

◆あきるのクラブ ☎ 042-558-0222 都立あきる野学園
月1回（主に第3土曜日）の活動



10. 活用しよう、公共施設

東京都多摩障害者スポーツセンターは、障害者専用のスポーツ施設で、様々な交流行事も行っています。その他にも、愛の手帳の提示で割引になる施設があります。確認しましょう。

名称	所在地	連絡先
東京都多摩障害者スポーツセンター	国立市富士見台2-1-1	☎ 042-573-3811
昭島市総合スポーツセンター	昭島市東町5-13-1	☎ 042-544-4151
昭島市児童センター（ぱれっと）	昭島市つつじが丘2-3-21	☎ 042-544-5132



第6章 学校卒業後の進路を考える

進路は、ご本人とご家族が特別支援学校の担任や進路指導の教員と話し合いながら決めます。その際、保護者の方が福祉サービスの制度や進路先のことを知っておくことは非常に大切です。卒業後、どのような進路があるのでしょうか。ここでは進路先と相談支援を受けることができる事業所を紹介します。

1. 特別支援学校卒業後すぐに企業就労したい(新卒採用)

特別支援学校の担任・進路担当の教員との話し合いにより、高等部で実習を行います。主に、学校を通して就労先との話し合いが進められ、企業就労に至ります。

2. 会社で働きたい、仕事の相談がしたい

◆昭島市障害者就労支援センタークジラ

事業所名	昭島市障害者就労支援センター クジラ		
サービス内容	障害者就労支援及び就労に関わる生活支援		
連絡先	042-569-6433	F A X	042-569-6433
所在地	昭島市松原町3-6-7 アートヒルズ105号		
利用条件	昭島市在住の障害のある、一般就労を希望する方		
開所時間	8:45～17:15 (土・日・祝日を除く) 8:45～21:00 (第1金曜日) 10:00～16:00 (第3日曜日)		
ホームページ	http://www.9jira.com/	E-mail	shurou-kujira@9jira.com
事業紹介	一般就労をめざす全ての障害者(身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者等)に対する就労支援及び就労に関わる生活支援を行うとともに、障害者を雇用する企業への支援も行っています。雇用する側もされる側もよい関係を長く保っていくために家庭・関係機関等とのパイプ役になり、職場と障害者を継続的に支援します。 利用料無料。相談は予約制。		

◆東京障害者職業センター多摩支所 ☎ 042-529-3341 FAX 042-529-3356

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営しています。

- ・安定した職業生活に向けた職業相談・職業評価を実施しています
- ・職場に適応できるようジョブコーチを派遣します
- ・就職に向けて準備を整えるための職業準備支援を実施しています

＊対象者 : 障害者手帳の有無は問いません

＊相談日 : 月～金曜日 8:45～17:00(土、日、祝日は休み) ☆相談は予約が必要です！

◆ハローワーク立川 ☎ 042-525-8609 (代)

障害者の専門援助部門が次のような支援をしています。

- ・ 障害者専用の求人情報の提供、職業相談、職業紹介、面接の同行、就職後の職場安定の支援、各地域の「障害者就業・生活支援センター」等との連携
- ・ 障害者を雇おうとする会社に働きやすい職場作りのアドバイス等

3. 就労に向けて訓練校に行きたい

利用の申請は、ハローワークを通じて行います。

◆東京障害者職業能力開発校

☎ 042-341-1411 FAX 042-341-1451

◆国立障害者職業リハビリテーションセンター

☎ 04-2995-3100 FAX 04-2995-3102

◆(財)東京しごと財団 障害者就業支援課 委託訓練推進班

☎ 03-5211-2683 FAX 03-5211-2680



4. 福祉的就労、日中活動

障害者総合支援法には次のようなサービスがあり、市役所（障害福祉課）に申請して利用します。

◆就労移行支援

一般企業などへの就職を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

生産活動・職場体験などの活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。

◆就労継続支援A型（雇用型）

一般企業等への就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。

- ・就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人
- ・特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人
- ・企業等を離職した人など就労経験のある人で、現に雇用関係がない人

～現在、昭島市には、就労継続支援A型を行っている事業所はありません～

◆就労継続支援B型（非雇用型）

一般企業等への就労が困難な人に、就労の機会を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。年齢や体力面で、一般就労が難しい方が対象です。また、利用に際し、障害支援区分の程度は関係ありませんが、特別支援学校の卒業と同時に利用を希望する場合は、特別支援学校の在学中に就労移行支援事業所でのアセスメント実習を行う必要があることから、学校に相談してください。

◆生活介護

作業だけでなく本人が生き生きとできる活動を希望する場合、「生活介護」があります。創作的活動・生産活動の機会の提供、入浴・排せつ及び食事等の介護などの援助、家事・生活等に関する相談・助言のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。

＊対象者： 障害支援区分3以上の人、50歳以上で障害支援区分2以上の人

一つの作業所で複数事業の運営・・・多機能型

障害者総合支援法では、一つの通所施設で「生活介護」、「就労継続支援B型」、「就労移行支援」と種類の異なる事業を同時に運営することができます。これを多機能型と言います。（一つの作業所に「生活介護の利用者」「就労移行支援の利用者」等がいます。）



◇市内事業所一覧

昭島市内の日中活動の事業所を紹介します

事業所名	障害者就労プラザ あいあい		
連絡先	042-546-6009	F A X	042-519-6061
所在地	昭島市美堀町3-8-1 昭島市環境コミュニケーションセンター内		
作業内容	藍染め、受注作業（DM、箱折り、袋加工作り）携帯電話分解、ビデオテープ解体、銅線剥離等		
サービス種別	就労移行支援 就労継続支援B型		
開所日	月～金（祝日を除く）	就労時間	9：00～16：00
利用定員	就労移行6名 就労継続支援14名	主たる対象者	知的・身体・精神
ホームページ	http://www.misyuu.jp/aiai.html		
事業所紹介	就労移行支援事業では、法人が昭島・福生・武蔵村山3市に事業所を持つメリットを生かし、西多摩地域（立川・青梅ハローワーク管轄）を中心に就職に向けたネットワークを構築しながら、一人でも多くの方が就職できるようサポートをしています。就労継続支援B型事業では、市内在住の藍染作家とコラボし作品作りを行っています。あいぽっく喫茶コーナーでも販売していますので、是非ご覧ください。また、リサイクル作業、受託作業を織り交ぜながら、活動を展開中です。		

事業所名	食工房ゆいのもり		
連絡先	042-542-5160	F A X	042-500-5182
所在地	昭島市上川原町1-9-15		
作業内容	パン・クッキー製造販売、接客、軽作業、施設外作業 など		
サービス種別	就労移行支援 就労継続支援B型		
開所日	火～木（作業中心） 月（大掃除、ミーティング、研修など）	就労時間	9：00～17：00
利用定員	就労移行6名 就労継続B型 34名	主たる対象者	知的・精神
ホームページ	http://yuinomori.or.jp/index.html		
事業所紹介	ゆいのもりは3つの事業所で活動をしています。「食工房ゆいのもり」では、パンとカフェの営業、その他のプログラムを通じてセルフケア、地域生活支援、就労支援のサービスを提供します。みなさん、充実した日常生活を送る基礎力をつけましょう。		



事業所名	ゆいのもり 田中町		
連絡先	042-542-6776	F A X	042-519-2071
所在地	昭島市田中町1-19-4		
作業内容	喫茶『森』を営業するに当たる作業全般、軽作業など		
サービス種別	就労継続支援B型		
開所日	月～金	就労時間	9：00～17：00
利用定員	20名	主たる対象者	知的・精神
ホームページ	http://yuinomori.or.jp/index.html		
事業所紹介	昭島市役所1階で「森」という喫茶店を営業しています。ランチや手作りのケーキ、無農薬栽培のコーヒーなど、こだわりのメニューを低価格でご用意しています。店員たちも明るく元気にサービスいたします。また、ダイレクトメールの封入などの軽作業も請け負っています。		

事業所名	ゆいのもり つつじが丘		
連絡先	042-545-5451	F A X	042-545-5451
所在地	昭島市つつじが丘3-5-6-108 つつじが丘ショッピングプラザ内		
作業内容	清掃、花壇整備、室内作業、ワックス清掃、企業内作業など		
サービス種別	就労継続支援B型		
開所日	月～金	就労時間	9：00～17：00
利用定員	30名	主たる対象者	知的・精神
ホームページ	http://yuinomori.or.jp/index.html		
事業所紹介	作業は、複数あり、選んで参加できます。また、食事づくりや月ごとの行事、旅行などのレクリエーションを行っています。つつじが丘ハイツ内の手づくりのお店「ゆいのもり」では、パンやお弁当など関係機関の商品を販売しています。		

事業所名	ぷーやんあしながくらぶ		
連絡先	042-545-6640	F A X	042-545-6640
所在地	昭島市中神町1137-68		
作業内容	裁縫、リサイクル品販売、弁当の製造・販売・配達 など		
サービス種別	就労移行支援 就労継続支援B型		
開所日	月～金	就労時間	10：00～16：00
利用定員	就労移行支援12名 就労継続支援B型20名	主たる対象者	身体・知的・精神
ホームページ	http://bearshouse.web.fc2.com/pooyan.html		
事業所紹介	お裁縫工房での物作り、リサイクルショップでの店頭業務、お弁当製造所での調理（補助）から洗い場業務、また清掃業務などを行っています。ご本人様の意思を尊重しながら、作業内容をご提案させていただきます。		

事業所名	第1 リサイクル洗びんセンター		
連絡先	042-542-5800	F A X	042-542-6741
所在地	昭島市武蔵野3-2-19		
作業内容	瓶の洗浄、コンテナ洗浄、包装作業、豆腐製造、販売 など		
サービス種別	就労移行支援 就労継続支援B型		
開所日	○月～金 ○土曜日（月1回） ・AM2時間利用者自治会活動（勤務対象） ・PM レクリエーション（自由参加） ○休日レクリエーション	就労時間	9：00～16：10 9：30～16：40 （共に6時間勤務）
利用定員	就労移行支援 6名 就労継続支援B型 54名	主たる対象者	知的・精神
ホームページ	http://www.kyosaren.jp/index.html		
事業所紹介	1994年の開所当時から障害種別を超えて働き、知的障害と精神障害の方たちが地域での自立生活をめざして仕事に取り組んでいます。仕事の内容はびんの洗浄、コンテナ洗浄、豆腐製造・販売、健康食品包装作業などを行っています。仕事以外にも自治会活動、レクリエーションや旅行なども行っています。		

業所名	第2 リサイクル洗びんセンター		
連絡先	042-542-5800	F A X	042-542-6741
所在地	昭島市武蔵野3-2-19		
作業内容	チラシセット、軽作業 など		
サービス種別	就労継続支援B型 生活介護		
開所日	○月～金 ○土曜日（月1回） ・AM2時間利用者自治会活動（勤務対象） ・PMレクリエーション（自由参加） ○休日レクリエーション	就労時間	9：00～16：10 9：30～16：40 （共に6時間勤務）
利用定員	就労継続支援B型 10名 生活介護 15名	主たる対象者	知的・精神
ホームページ	http://www.kyosaren.jp/index.html		
事業所紹介	第1センターと同様に仕事を中心とし、チラシセット作業、軽作業などに取り組んでいます。自治会活動、レクリエーションや旅行など第1センターと一緒にしています。2012年4月から生活介護と就労継続支援B型に移行し、看護師による健康相談を開始しました。		

事業所名	昭島ひまわりの家		
連絡先	042-544-4485	F A X	042-544-4473
所在地	昭島市拝島町2-5-17		
作業内容	木工製品、布製品、農作業、加工食品製造		
サービス種別	就労継続支援B型		
開所日	月～金	就労時間	10：00～15：00
利用定員	20名	主たる対象者	知的・身体
ホームページ	http://www.akishima-himawarinoie.net/		
事業所紹介	様々な障害をお持ちの方々がアットホームな雰囲気の中、一緒に作業を楽しんで頂ける空間を提供しています。		

事業所名	あきしま福祉作業所		
連絡先	042-541-0742	F A X	042-545-5951
所在地	昭島市昭和町5-8-20		
作業内容	手提げ袋の作成、お菓子の箱の組立てなどの受注作業のほか干支の土鈴やクリスマスリースなどの自主生産品の製作		
サービス種別	就労継続支援B型		
開所日	月～金	就労時間	9：00～16：00
利用定員	30名	主たる対象者	知的・身体
ホームページ	http://www.acsw.jp/modules/welfare/index.php?content_id=2#gaiyou		
事業所紹介	一般の企業の職場では就労が困難な方に対して、自立した日常生活と社会生活が営めるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動や日常の活動を通して知識や能力の向上に必要な訓練を行っています。		

事業所名	こまくさ工房		
連絡先	042-544-4461	F A X	042-544-4462
所在地	昭島市緑町2-29-6		
作業内容	木工製品、農作業		
サービス種別	就労継続支援B型		
開所日	月～金	就労時間	9：00～16：00
利用定員	20名	主たる対象者	知的・精神
ホームページ	http://www17.plala.or.jp/komakusakoubou/		
事業所紹介	作業の他にもクラブ活動では年間を通して水泳も行っています。皆様が楽しく笑顔で作業が出来ることを一番に考えています。		

事業所名	みしょう		
連絡先	042-544-5033	F A X	042-544-5034
所在地	昭島市昭和町4-7-1 昭島市保健福祉センター（あいぽっく）内		
支援内容	キッチン作業、接客、販売など 機能訓練、調理実習、創作活動、音楽療法、レク活動、水浴訓練など		
サービス種別	就労継続支援B型 生活介護		
開所日	月～金（祝日を除く）	利用時間	9：00～16：00
利用定員	就労継続支援B型10名 生活介護40名 （身体20名、知的20名）	主たる対象者	知的・身体
ホームページ	http://www.misyoun.jp/syougai.html		
事業所紹介	・昭島市保健福祉センター1階喫茶コーナーにおいて、ベーカリーカフェをオープンしています。市内福祉団体の商品も販売させていただいています。 ・身体障害や知的障害のある方に対し、音楽療法・創作活動・機能訓練等の日常生活訓練活動を提供することで、機能の発達や社会性の獲得、並びに、QOLの向上を目指します。 ご家族の送迎が困難な方には送迎サービスもごございます。		

事業所名	昭島生活実習所		
連絡先	042-541-8796	F A X	042-541-9246
所在地	昭島市松原町3丁目11番15号		
支援内容	自主製作品、自立課題、造形活動、音楽活動等		
サービス種別	生活介護 短期入所		
開所日	月～金（祝日を除く）	利用時間	10：00～16：00
利用定員	35名	主たる対象者	知的・身体
ホームページ	http://www.akisimaseijitu@inagi-masayume.com		
事業所紹介	利用者一人ひとりが内容を理解し、先の見通しを持って自立して取り組める課題を用意しています。活動を通して、コミュニケーション、利用者の興味・関心、得意分野を伸ばせるようにしています。		

5. 自立訓練・生活訓練

自立した日常生活ができるように必要な訓練、生活に関する相談や助言、その他の必要な支援を行うところです。

多摩地域に多数ありますが、昭島市にはありません。



第7章 大人の生活

知的障害者の暮らしの場といえば、入所施設又は在宅かの選択しかできない時期がありましたが、現在は、様々な制度を利用し、支援を受けながら家族と一緒に地域で暮らすこともできます。一方、グループホームや施設に入所して生活する方法もあります。

1. 暮らしのかたち

(1) 一人で暮らす

一人で暮らすという選択があります。一人で全部できるという人もいますが、居宅介護（ホームヘルプ）など様々なサービスを利用することにより、生活に余裕や安心感等が生まれます。障害程度が重い方でも、部分的にヘルパー等に支援をしてもらいながら、一人で暮らしている方もいます。

◆ヘルパーの利用

ヘルパーは居宅で入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除などの家事や生活に関する相談助言等生活全般にわたる支援を行います。

*ヘルパーを利用するには

障害者総合支援法におけるサービスを利用する手続きが必要となります。市役所（障害福祉課）に申請し、障害支援区分が認定され、サービス等利用計画の作成後、居宅介護を行なっている事業所と契約するとヘルパーを派遣してもらえます。派遣してもらえる時間は、障害支援区分の区分により決まります。

※ヘルパー事業所は、東京都障害者サービス情報（P15）のホームページでの検索か、指定特定相談支援事業所（P23）にお問い合わせください。

障害者総合支援法の介護給付・訓練等給付（ヘルパー・日中活動の場・短期入所・グループホーム）や、児童福祉法の「児童発達支援」「放課後等デイサービス」を利用する場合は、P21の利用の手続きに沿って、相談支援専門員が作成する「サービス等利用計画」が必要です。

市役所（障害福祉課）に申請し、指定特定相談支援事業所を選んで作成してもらいます。

相談支援専門員は、本人や家族の希望（どんな生活をしたいか、どんなサービスを利用したいか）などを丁寧にお聞きします。

(2) 家族と暮らす

家族と一緒に地域で暮らす場合についても、行政より様々な援助や支援を受けることができます。困ったときなどに相談する機関もあります。居宅介護（ホームヘルプ）など様々なサービスを利用することができます。



(3) グループホームで暮らす

身体・知的・精神障害者が「世話人等」の支援を受けながら、地域のアパート・マンション・一戸建て等で生活する居住の場です。

今までの介護給付の共同生活介護（ケアホーム）と、訓練等給付の共同生活援助（グループホーム）に分かれていたものが、平成26年4月からグループホームに一元化されました。

グループホームで提供される支援を「基本サービス（日常生活の支援等）」と「利用者の個々のニーズに対応した介護サービス」の2階建て構造とし、介護サービスの提供については、以下のいずれかの形態を事業者が選択できる仕組みとなります。

- ① 介護サービス包括型：グループホーム事業者が自ら行う。利用者の状態に応じて生活支援員を配置
- ② 外部サービス利用型：グループホーム事業者はアレンジメント（手配）のみを行い、外部の居宅介護事業所に委託する。（生活支援員については、配置不要）

＊利用者： 「外部サービス利用型」や「介護サービス包括型」についても、障害支援区分に関わらず利用することは可能ですが、利用方法により障害支援区分の認定が必要になる場合があります。

＊定員： 入居定員は、1住居あたり定員2～10人（サテライトを含む）です。

＊利用方法： 障害者総合支援法のサービスを利用する手続きが必要になります。市役所（障害福祉課）に申請し、障害支援区分認定調査終了後、指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成した後、グループホームを行っている事業所と契約します。

※グループホーム事業所は、東京都障害者サービス情報（P15）のホームページでの検索か、指定特定相談支援事業所（P23）にお問い合わせください。

コ・ラ・ム

息子がグループホームに入居したのは、成人してしばらくした頃です。環境の変化に弱いことを考えると心配ではありましたが、新生活のための買い物など息子と一緒に準備したためか、すぐに馴染むことが出来ました。自分の部屋の掃除や洗濯、食事の配膳や後片付け、食器洗いなど自分で出来ることは自分でしています。週末には自宅に帰ってくる生活ですが、親から離れて生活することが本人にとって大きな自信となっていると感じます。グループホームの中には体験をさせてくれるところもあります。まずは体験してみて、自分に合った暮らし方を探していくのもいいのではないのでしょうか。

(4) 入所施設で暮らす

障害者支援拠点施設は、自宅やアパート、グループホームなどで生活することが困難な方に居住の場と日常生活の支援、日中活動を提供します。障害者支援拠点施設は、地域で生活する障害者の支援や施設から地域に移行する障害者の支援拠点となることを目的としています。

入所支援と日中活動の組み合わせによる24時間ケアの体制を基本としますが、利用者が希望すれば外部の日中活動サービスを利用できます。

対象となる方は、以前は障害支援区分4以上の方（50歳以上は区分3以上）の方とされていましたが、平成26年度より障害支援区分3以下の方でもサービス等利用計画を作成した上で利用することができます。障害支援区分で利用の可否が決定されるのではなく、その方の状態像に合わせて必要か否かが判断されます。

(5) 宿泊型自立訓練（昭島市内には現在ありません）

＊サービス内容： 知的障害又は精神障害を有する障害者につき、居室その他の整備を利用させるとともに、家事などの日常生活能力を向上させるための支援、生活などに関する相談及助言その他の必要な支援を行う。

＊対象者： 日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他支援が必要な知的障害者・精神障害者。

(6) 短期入所（ショートステイ）

介護者が病気などのために、障害者の介護が一時的にできなくなった時や介助者の休養（レスパイト）のために、利用することができます。また社会性を身につけるためや、将来家族と離れてグループホーム等で暮らす時の体験としても利用できます。

＊利用日数： 基本は7日（1か月）ですが、家庭の事情や利用する人の状況などが考慮され、利用できる日数が決定されます。

＊利用料： 原則1割負担（上限あり）ですが、利用者本人の所得が市町村民税非課税の場合などは、負担の必要はありません。食費・光熱費は実費負担となります。

＊利用施設： 昭島市内には昭島生活実習所に1床あります。その他の施設は東京都障害サービス情報を検索するか、市役所（障害福祉課）へお問い合わせください。

2. 社会参加・余暇

(1) 昭島市で行っている余暇活動

◆障害のある青年の交流講座

障害のある青年たちが地域や社会の中で豊かに生きていくために、年間を通して活動する場として開設しています。

＊活動日： 月2回程度 ＊問い合わせ先： 昭島市公民館 ☎042-544-1407

＜昭島市ホームページにも活動内容や年間活動表が掲載されています。＞

(2) 社会福祉協議会で行っている余暇活動

◆知的障害者交流事業

＊活動日 : 年1回

＊内 容 : 日帰り旅行(時期は内容に合わせて設定) 親子100名(社協「ふれあい」にて公募)

(3) 自主団体で行っている余暇活動

◆在宅福祉サービスウイズ

ほぼ月1回サロン活動を公共施設で行っています。 ☎042-544-1782 ウイズ

◆あきるのクラブ

月1回(主に第3土曜日)の活動 ☎042-558-0222 都立あきる野学園

3. 20歳になったら

20歳になると、年金の手続きがあります。今まで、世帯主の所得で決まっていた、手当、制度、医療費なども20歳になると変わります。具体的にどのような手続きが必要か紹介します。

—20歳になると次のような手続きがあります—



(1) 障害基礎年金の申請

①障害基礎年金とは

国民年金法に基づく年金で、知的障害者のように20歳前に、障害の原因となった病気やけがなどで初めて医師の診療を受けた初診日がある場合には、「障害等級1級又は2級」に該当する状態であれば20歳から受給することができます。

初診日が大切

障害基礎年金では「初診日」が非常に大切です。初診日とは「障害の原因となった病気やけがなどについて、初めて医師の診療を受けた日」のことです。

＊障害基礎年金には1級と2級があります。

障害等級の該当により、1級又は2級かが決まります。

1級は介助を受けなければほとんど毎日生活をする事ができないほどの障害の状態、2級は必ずしも人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で労働により収入を得ることができない程度のもの。

＊障害基礎年金額(平成27年4月から)

1級(年額) 975,100円

2級(年額) 780,100円

＊障害基礎年金の受給、等級を決定するところ

申請書類の提出は、市役所（保険年金課年金係）ですが、提出書類は日本年金機構で審査されます。
決定に不服ある場合は、社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求することができます。

＊障害があっても成人まで愛の手帳の申請をしなかった場合

学校の成績表、特別支援学校の卒業証書が参考の資料の一つになり、障害基礎年金を受給することができる場合もあります。

＊障害基礎年金と厚生年金の併給

障害基礎年金を受給しながら、働いて厚生年金保険料を納めた場合は平成18年4月から、65歳以降においては、障害基礎年金と老齢厚生年金を一緒に受給することができるようになりました。

②申請手順

＊申請先 ： 保健福祉部保険年金課年金係

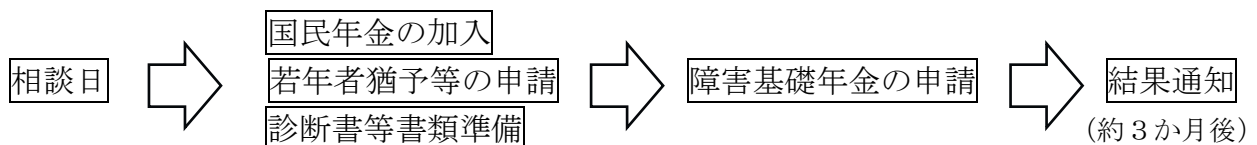
- 1) 誕生月の少し前になったら、市役所（保険年金課年金係）へ相談に行きます。（予約制ではない）
- 2) 障害者本人のことをよく知っている人が相談・申請に行くことが大切です。（本人・両親以外は委任状が必要です）
- 3) 障害基礎年金の申請に必要な書類の説明をしてくれます。
- 4) 申請の際に提出する書類は多くありますので、申請がスムーズに行うことができるように、事前に用意し相談日に持って行きます。不足している書類や用意した方が良い書類等の助言をしてくれます。相談日には、次のような参考書類を持って行きます。

◆相談日に持参する参考書類等◆

- ①母子手帳、障害がわかったときの状況を記した記録など
- ②通院の記録が分かるもの（診察券など）
- ③「愛の手帳」などの障害者手帳や障害状況が分かる資料があるようであれば、できるだけ持参する。

- 5) 相談日に医師に記入してもらう診断書等の用紙をもらいます。
診断書の記載の日は誕生日の前後3か月以内です。

◆障害基礎年金の流れ



③障害基礎年金（20歳前）の申請手続に必要な書類
※本人の状況により提出の必要のない書類もあります。

Table with 2 columns: 必要書類 (Required Documents) and 備考 (Remarks). Rows include ①申請書, ②診断書, ③病歴・就労状況等申立書, ④印鑑, ⑤住民票コード登録申立書, ⑥戸籍抄本, ⑦所得状況届け, ⑧年金手帳, ⑨申請書本人名義の預金通帳, ⑩愛の手帳・障害者手帳, ⑪受診状況等証明書 (初診日の証明), ⑫事後重症制度による請求について.

＊表 1

Form for '病歴・就労状況等申立書' (Statement of Medical History and Employment Status). It includes sections for medical history, employment status, and daily life. The form is divided into two main parts: '1. 障害認定日 (昭和・平成 年 月 日) 頃の状況を記入してください。' and '2. 現在 (請求日頃) の状況を記入してください。'. It contains various checkboxes and fields for recording medical conditions, employment, and daily activities.

障害があっても20歳になると
国民年金加入が義務づけられています！

国内に住む20歳以上の人は、障害があっても20歳になると国民年金への加入が義務づけられています。誕生日前に国民年金資格取得届が送付されますので、国民年金資格取得届に必要事項を記入し、市役所（保険年金課年金係）に必ず提出してください。

年金手帳が2～3週間で送付されてきます（青い手帳）

年金保険料は支払わなくてはいけない？

国民年金加入と同時に送付されてくる若年者納付猶予申請書か保険料免除申請を提出します。若年者納付猶予申請書は本人所得の少ない若年層の保険料の納付が猶予されるものであり、保険料免除申請書は世帯の所得（世帯主と本人）が基準以下の場合、保険料が免除されます。どちらかの申請書を提出する必要があります。

障害基礎年金が支給決定されるまで、概ね3か月がかかるので、その間に万一事故に遭い肢体の障害になった場合、年金に加入していないとその年金が受給できません。申請してあれば、とりあえず未納にはなりませんので申請を忘れずに！！

なお、障害基礎年金は、就職による所得の増加などにより支給停止になる場合もあります。

厚生年金に加入後、会社を辞めたことなどにより、国民年金に加入する際には、その都度、法定免除の申請をしなければなりません。

（2）愛の手帳成人更新

愛の手帳成人更新は18歳の誕生日を迎えてから更新できるので、できるだけ早めに成人更新を済ませておきましょう。

手続きは、東京都多摩障害者スポーツセンター内心身障害者福祉センター多摩支所（☎042-573-3311）で、毎月1日から次月の予約受付をしています。

（3）20歳以上の手当の申請

＊申請先： 障害福祉課（20歳の誕生日以降に申請）

※手当も、児童の手当から20歳以上の手当に変わります！

20歳未満

障害児福祉手当（国制度）
（所得制限あり）
児童育成手当（障害手当）
特別児童扶養手当
（所得制限あり）
東京都重度心身障害者手当
（所得制限あり）

20歳以降

特別障害者手当（国制度）
（本人及び扶養義務者等の所得制限あり）
心身障害者福祉手当（本人の所得）
（都制度15,500円、市制度4,000円）
東京都重度心身障害者手当
（本人の所得）

◆20歳未満は、扶養義務者の所得により手当が非該当者になっていた場合も、障害児が20歳を迎えたことで、申請が可能になります。20歳の誕生日以降、市役所（障害福祉課）で手続きをしましょう。

(4) 医療費助成の申請

申請先：市役所（障害福祉課） 20歳誕生日以降に申請

◆心身障害者医療費助成制度

この制度は愛の手帳1・2度の方が対象ですが、20歳到達により、本人の所得が所得制限以内にある場合は、医療費助成を受けることができます。本人が課税の場合は1割の負担となり、市町村民税が非課税の場合は負担する必要がありません。また、この医療費助成を受ける方は、加入している健康保険が変わったときには、市役所（障害福祉課）に申し出る必要があります。

4. 高齢になったら

このガイドブックでは、介護保険制度について紹介します。

昭島市の高齢者施策については、市役所（介護福祉課）にご相談ください。

(1) 介護保険のサービスを受けるにはどうしたらいいの？

<申請の窓口>

介護保険の利用申請はご自分の住民登録地が窓口となります。

◆市役所介護福祉課 ☎042-544-5111 内線2146

◆地域包括支援センター（代行申請窓口）

地域包括支援センターは、高齢者の住み慣れた地域での暮らしを支援するため、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員を配置して、高齢の方々及びそのご家族を対象に、在宅での介護や福祉全般に関する相談に応じ、また介護予防に関わる事業を行っています。

— 昭島市では地域を4つに分け4か所の地域包括支援センターがあります —

◆昭島市東部地域包括支援センター 竹口病院

昭島市玉川町2-4-8-103 ☎042-545-9204

◆昭島市中部地域包括支援センター あいぽっく

昭島市昭和町4-7-1 保健福祉センター「あいぽっく」2階 ☎042-505-7681

◆昭島市西部地域包括支援センター 愛全園

昭島市田中町2-25-3 ☎042-513-7651

◆昭島市北部地域包括支援センター ハピネス昭和の森

昭島市拝島町4036-14 ☎042-519-6967

(2) サービスが受けられる方

①65歳以上の方（第1号被保険者）

寝たきりや認知症など常に介護を必要とする状態（要介護）や日常生活に支援が必要な状態（要支援）になった場合

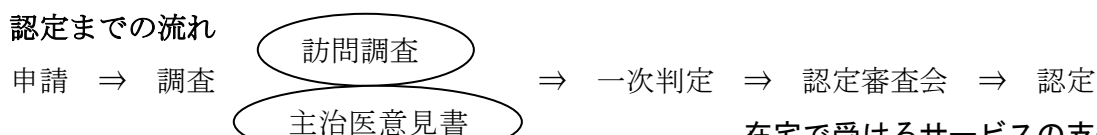
② 40歳から64歳までの方（第2号被保険者）

医療保険に加入し、初老期の認知症、脳血管疾患など老化が原因とされる病気（特定疾病）により要介護状態や要支援状態になった場合

特定疾病（介護保険からサービスが受けられる病気）	
・ がん(末期) ・ 関節リウマチ ・ 筋萎縮性側索硬化症（ALS） ・ 後縦靱帯骨化症 ・ 骨折を伴う骨粗しょう症 ・ 初老期における認知症 ・ 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 ・ 脊髄小脳変性症	・ 脊柱管狭窄症 ・ 早老症（ウエルナー症候群） ・ 多系統萎縮症 ・ 糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ・ 脳血管疾患（脳出血、脳梗塞等） ・ 閉塞性動脈硬化症 ・ 慢性閉塞性肺疾患 ・ 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

（３）サービス利用の流れ

① 認定までの流れ



認定結果により 1 割の負担で利用できます。

平成27年 8 月 1 日より、一定の所得以上の方は、2 割負担となります。

（単身の場合：合計所得金額160万円以上）

要介護状態区分により、サービスの支給限度額が定められており、右表の通りとなっています。

在宅で受けるサービスの支給限度基準額

要介護度	支給限度額 (1 月当たり・目安)
要支援1	50,030円
要支援2	104,730円
要介護1	166,920円
要介護2	196,160円
要介護3	269,310円
要介護4	308,060円
要介護5	360,650円

② サービスの利用にはケアプランの作成が必要

ケアプランの作成は、ケアマネジャーに依頼しても自己負担はありません。

要支援 1・2 ⇒ 地域包括支援センターに依頼

要介護 1～5 ⇒ 居宅介護支援事業所のケアマネジャーに依頼

③ ケアマネジャーとのやりとり

アセスメント（調査）⇒ ケアプラン原案作成 ⇒ サービス担当者会議

⇒ ケアプラン確定 ⇒ サービス利用開始 ⇒ モニタリング（評価）

④ ケアプランが確定したら各サービス事業者と契約

ケアプランに基づき、サービス事業所と契約をする

サービス内容・利用料・キャンセル料など確認

(4) サービスの種類

*在宅サービス

訪問介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・訪問入浴・居宅療養管理指導・
通所介護・通所リハビリテーション・短期入所生活介護・短期入所療養介護・
福祉用具貸与・福祉用具購入費支給・住宅改修費支給・特定施設入居者生活介護
(有料老人ホーム)
地域密着型サービス：認知症対応型通所介護・夜間対応型訪問介護・認知症対応
型共同生活介護（グループホーム）など

*施設サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
介護老人保健施設（老健）
介護療養型医療施設

(5) 保険料の支払いについて

①65歳以上の方（第1号被保険者）

区市町村ごとに9段階以上の所得段階が設定されます。（昭島市は、13段階で設定しています。）
年金が年額18万円以上の方は、年金から自動的に徴収される「特別徴収」により納入することと
なり、18万円未満の方は、納付書により金融機関に納入する「普通徴収」となります。

②40歳から64歳までの方（第2号被保険者）

医療保険（国民健康保険等）の保険料として一括徴収されます。

保険料の額は、加入している医療保険によって異なります。



第8章 安心して暮らす

親が元気なうちは、子どもにとって暮らしやすい環境を整えてあげられますが、そのあとはどうなるでしょうか。親なきあとにも、本人が安心した生活を送るためには、様々な支援が必要となります。そのためには、どのような制度を活用すればいいのか紹介します。

1. 成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な方が、自分の財産や権利が侵害されたり、自分の望む生活が送れなかったりすることが無いように、その方の立場に立って、その方を生涯にわたって支援する人を、裁判所を通して選任する制度が成年後見制度です。

成年後見制度には、判断能力が不十分な方が家庭裁判所を通して代理人を付ける「法定後見制度」と判断能力が不十分になる前に将来判断能力が不十分になった時に備えて自分で代理人を選び契約を結んでおく「任意後見制度」の二種類があります。詳しくは、地域福祉・後見支援センターあきしま（社会福祉協議会内）までお問い合わせください。ここでは「法定後見制度」について詳しくご説明します。

◆法定後見制度の三つの類型

法定後見制度には本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の三つの類型があります。

類型	ご本人の状態・様子	支援する人
補 助	全般的な日常生活はほぼ一人でできるが少し不安がある	補助人
保 佐	日常生活の簡単なことはできるが財産管理等の行為は困難	保佐人
後 見	日常生活の全般において常に援助が必要な状態	後見人

補助、保佐、後見、それぞれの持っている能力に応じて出来ないことをサポートし、本人の希望を聞きながら、本人が望む生活が送れるようにお手伝いをするのが「後見人」などです。本人の判断能力（補助・保佐・後見）に応じて、本人の権利や資格に制限を受ける場合も有ります。また、「後見人」に与えられる権限も違ってきます。

◆成年後見制度Q & A◆

◎「後見人」の仕事は？

「後見人」の職務には、「身上監護」と「財産管理」があります。「身上監護」とは、本人が適切に生活できるように福祉サービスの利用や病院などの手続き（法律行為と言います）をすることで、「後見人」が直接介護等を行うことはありません。「財産管理」とは、本人の財産内容を正確に把握し、収入と支出を管理し、本人の生活を保障していくことです。

◎いつ頃、後見制度のことを考えればいいのでしょうか？

障害のあるなしに関わらず親は、その子を生涯にわたって見届けたい。それが親の切実な気持ちだと思います。しかし現実には「親亡き後」の問題は必ず出てきます。自分が死んだあとは誰が自分の子どもを支援してくれるのか。そうした将来への不安を解消するための一つの手段として成年後見制度の活用があります。いつかは誰かに託さなければならないのであれば、何か事が起こってからではなく事前にその仕組みを理解し、将来に備えておくとう安心です。

◎どんな人が「後見人」になれるのでしょうか？

「後見人」になるのに資格は必要ありません。裁判所が適任と認めれば誰でも「後見人」になれます。本人の親族が「後見人」になる親族後見人、弁護士・司法書士・社会福祉士といった資格を持った人に「後見人」をお願いする専門職後見人、家庭裁判所から認められた団体に「後見人」をお願いする法人後見人、一定の研修を受けた市民の方が「後見人」になる市民後見人（社会貢献型後見人）等、それぞれに特色がありますので、誰にお願いしたらいいのか迷われたり、どのように依頼すればいいのかわからない場合は地域福祉・後見支援センターまでご相談ください。

◎費用はかかりますか？

「後見人」には本人の財産の中から報酬が支払われます。報酬額の基準は法律で決まっているわけではありません。家庭裁判所では、「後見人」が通常の後見事務を行った場合の報酬の目安を月額2万円と発表しています。ただし、これはあくまでも目安なので、必ずこの報酬を支払わなければならないというわけではありません。実際には、「後見人」が一年間に行った仕事の内容と本人の財産状況に応じて、それぞれのケースごとに裁判所が額を決定します。本人の生活が圧迫されるような額を請求されることはありません。また、本人にかわって親族が報酬を負担することはありません。親族が「後見人」になった場合、報酬が支払われないこともあります。

◎手続きは？

裁判所が発行している申立書類・本人の判断能力を判定した診断書・戸籍・住民票・登記証明・本人の財産状況を表したものの、「後見人」になる方の戸籍・住民票等の決められた書類と費用を用意し、裁判所に申立てを行います。申し立てを行う時には、申立人を決める必要があります。申立人になれるのは、本人かその配偶者、4等身以内の親族に限られます。どうしても申立人になる人がいない場合は、お住まいの市の市長が申立人になることができます。申立費用は約8千円で切手や収入印紙で支払います。他に医師の診断書に5千円～1万円かかります。また、鑑定が必要になった場合は鑑定料として5万円～10万円かかります。詳細については、社会福祉協議会にお問い合わせください。

2. 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

認知症や知的障害、精神障害のある方で判断能力が不十分な方が、地域で安心して暮らすために社会福祉協議会専門員がお手伝いをするサービスです。

ご利用するには、ご本人と社会福祉協議会との契約が必要になります。

◎どんな人がつかえるの？

自宅やアパート、グループホームなどで生活をしている人で、お金の使い方や支払い、書類の書き方や、お金の管理などで困っている方などです。

◎どんなお手伝いをしてくれるの？

- ① ご本人が、どんな福祉サービスが使えるかお知らせします
- ② 福祉サービスを使う時の手続きなどの手伝い
- ③ 市役所へ出す書類の手伝いや、家賃・水道代などの支払いの手伝い
- ④ 給料や年金が入るまでのお金の使い方を一緒に考えます
- ⑤ 年金通帳や預金通帳・契約書などの書類を預かります など

◎サービスを申し込むにはどうすればいいの？

地域福祉・後見支援センターあきしまに相談をしてください。相談は無料です。

◎利用料金は？（契約後は、費用がかかりますが、減免制度があります）

- ①福祉サービスの利用援助などをおこなう場合 1,000円（1時間）
- ②通帳をお預かりして、福祉サービスの利用援助をおこなう場合 2,500円（1時間）
- ③書類等のお預かり 1,000円（1ヶ月）
- ④減免条件と減免額
- ⑤市町村民税が非課税で預貯金額が300万円以下の方 半額
- ⑥生活保護受給の方 免除（書類預かりのみ半額）

◎申し込みからサービスが始まるまでは？

相談の受付（無料） → 訪問・相談・打合せ（無料） → 契約書・支援計画の作成（数回になる事
もありますが、無料） → 契約（無料） → サービス開始（有料ですが、減免制度があります）

「地域福祉・後見支援センターあきしま」をご利用ください。

「地域福祉・後見支援センターあきしま」は、成年後見制度の利用を考えている方のご相談を受け付けています。

- ・成年後見制度の仕組みについて教えて欲しい。
- ・どんな人に「後見人」をお願いしたらいいのかわからない。
- ・「後見人」になってくれる専門職の人を紹介してほしい。
- ・手続きはどうするの？
- ・書類の書き方がわからない。

等など、制度のご説明から具体的な手続きのお手伝いまで、無料で受け付けています。
お気軽にセンターまでお電話ください。

昭島市社会福祉協議会内 地域福祉・後見支援センターあきしま ☎ 042-544-0388

3. 扶養共済制度

障害者を扶養する保護者に万一のこと（死亡又は重度障害状態）があったとき、残された障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害者の将来に対して保護者の方が抱く不安の軽減を図ることを目的としています。

保護者が生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡又は重度障害と認められたときは、障害者に終身一定額の年金を支給する制度です。

東京都から転出した場合でも、転出先の道府県の制度に加入することで加入期間が通算される、全国共通の制度です。

- *加入資格：
 - ・障害者の保護者であること
 - ・都内に住所があること
 - ・年度初日の年齢が65歳未満であること
 - ・特別な疾病や障害がなく、保険契約の対象となる健康状態であること
- *障害者の範囲：
 - ・知的障害者
 - ・身体障害者であって、その等級が1～3級の方
 - ・精神又は身体に永続的な障害があり、その程度が上記と同程度と認められる人
- *支給内容：
 - ・支給額：月額2万円（加入1口当たり）
 - ・支給開始時期：加入者が死亡した（又は重度障害となった）月から
 - ・支給期間：終身支給（障害者が死亡する月まで）

＊掛け金　：　障害者１人につき、２口まで加入することができます。

加入者の加入時年齢	月額（１口）
35歳未満	9,300円
35歳以上　40歳未満	11,400円
40歳以上　45歳未満	14,300円
45歳以上　50歳未満	17,300円
50歳以上　55歳未満	18,800円
55歳以上　60歳未満	20,700円
60歳以上　65歳未満	23,300円

※　脱退一時金あり。

＊掛け金の納付期間　：　次の２つの要件を両方とも満たした以後の加入月から、掛け金は納める必要がありません。

①年度初日（４月１日）の加入者の年齢が65歳となったとき

②加入期間が20年以上となったとき

＊申込先　：　市役所（障害福祉課）　☎ 042-544-5111　（内線2134）

最近、民間の保険会社も保護者が死亡したときから支払われる保険を取り扱っています。また、障害者が加入できる個人年金もあります。

4. 共済・保険

●障害のあるご本人のための“保険”のはなし。

病気やケガによる入院や、他人の物を壊したり、他人にケガをさせてしまったり。ご本人を取り巻くリスクはさまざま。保護者のみなさんも色々と心配されていると思いますが、一方で「加入できる保険が見つからなくて」という声も聞きます。しかし、今はご本人のために開発された保険がいくつかあるのをご存じでしょうか？「入れない」とあきらめる前に、各社の窓口に連絡し、保障内容を確認してみましょう。きっとあなたのお子さんにピッタリな保障が見つかると思います。

●保険選びの前に、まずはご本人が抱える“リスク”を知ることが大切です。

保護者のみなさんが思う「ご本人のリスク」とは多くの場合「病気で入院したらどうしよう」「他人に迷惑をかけないか心配」というものになると思います。しかし、ご本人のリスクは障害程度と年齢によって大きく変わっていくものです。

障害のある方を引き受けている保険会社からの情報によれば、保険金の請求で多いのは病気による入院、次いで施設の設備や職員の私有物の破損といった個人賠償案件です。

なかでも病気による入院はどの年齢に偏ることもなく、さらに入所・通所といった施設のサービス形態に係らずまんべんなく分布しているようで、入院理由のトップに挙げられるのが肺炎とのこと。これは風邪やインフルエンザが進行してしまったケースや誤嚥（食べ物が気管に入ってしまうこと）によるものだそうです。

＊知的障害のある方の病気入院の特徴として・・・

①一般的には重篤化しない病気でも重篤化し入院を余儀なくされてしまう。

②外見からは体調不良に気づきにくく、痛みや不調の訴えが無い場合に特に重篤化しやすいこと。

③年齢が若くとも病気にかかるリスクが高いこと。

・・・があげられるということでした。

一方、個人賠償保険の請求については一回の事故に対する保険金（＝弁償金額）は概ね5万円～20万円程度なのですが、たとえばご本人によっては年間数十回のガラス破損、といったケースもあり、保険を選ぶ際には保障額の大きさとともに請求回数の制限などの確認も必要という事になります。さらに、利用者間のトラブルによるケガなども報告を受けており、こうしたことから、施設を利用する場合には個人賠償責任補償の付いた保険に加入しておくことが安心と言えるでしょう。

また、地域で生活している方にとっては上記2つの他に「他人から暴力を振るわれる、他人に騙されてお金を取られたり、高価な買い物をさせられる」というリスクがあることも忘れてはいけません。

学校や通所施設を利用したり親元で暮らしているご本人の場合、通学途上や施設の往復途上、自宅近隣での被害事故が後を絶たないこともリスクとして認識しておかなければなりません。

以上を総合すると、ご本人は「病気・ケガの入院」「他人の物を壊したりけがをさせてしまった場合の賠償」「他人から暴力を受けたり騙されたりするリスク」の3つのリスクに取り巻かれているということができます。そして、このリスクはご本人の年齢と障害の程度によってそのバランスが変わってくるのです。

●ご本人のための保険ってどんなものがあるの？

では、それぞれのリスクに対応するためにどんな保険があるのか、ここではホームページやパンフレットなどに記載されている情報をもとに、その概要を整理しておきたいと思います。なお、本書ではあくまでも概要のみをお伝えしますので、ご加入に際しては必ず各保険会社に詳しい資料を請求し、保障内容をしっかり確認したうえで加入手続きをお取りください。

◆ぜんちのあんしん保険＜ぜんち共済株式会社＞☎0120-322-150

「病気やケガの入院の保障（入院保険金）」「個人賠償責任補償」「ご本人が被害に遭った時の権利擁護費用保険金」などが特長の保険です。最大の特徴は1泊2日以上入院を初日から保障する点で、プランによって受け取れる保険金が変わります。

◆生活サポート総合補償制度＜AIU損害保険株式会社＞☎0120-213-119（株式会社ジェーアイシー）

「病気やケガの入院の際の付添看護費用」「病気やケガの入院の際の差額ベッド費用」「個人賠償責任補償」などが特長の保険です。また、ケガによる入院の場合には付添看護費用や差額ベッド費用のほかに入院保険金が支払われます。

◆CO・OP共済＜たすけあい＞ジュニアコース（日本コープ共済生活協同組合連合会）

☎ 0120-497-775

病気やケガで入院した場合に入院保険金が保障されます。ただし、この商品は特に障がいのある方を対象として開発されたものではないため、加入できない場合もあるようですのでご注意ください。

◆心身障害児者のための心身障害者総合補償制度（AIU損害保険株式会社）☎ 0120-213-119

この保険はケガの入院と個人賠償責任補償が特長の保険で、病気による入院を保障しない分上記の3商品に比べると保険料が割安になっています。

いかがでしょうか？こうしてみると障害のあるご本人の加入できる保険が数種類あることがお解りいただけれると思います。障害のある方も保険を選んで加入できる時代になったのです。ぜひ詳しい資料を取り寄せ、内容を確認し、ご本人にぴったりの保険を選んでいただければと思います。

●さいごに

本書を作成するにあたり、上記保険会社の情報を調べていたところ、担当の方からこんな話を聞きました。ぜひ参考にいただければと思います。

「今の日本には、障がいのある方が“これさえ入っておけばパーフェクト”と言える保険はありません。各社少しずつ保障の内容が違いますので、大切なのは一つだけ選ぶのではなく、2つの保険をうまく組み合わせて加入することだと思います。」

5. 障害者虐待防止法について

◎職場や施設、家庭でいやな思いをすることはありますか？

「虐待を受ける」というと殴られてけがをするというイメージがありますが、それだけではありません。

たとえば・・・



自分がされた時はもちろん、他の人がされているのを見たときも、知らせましょう。

昭島市では、あいぼっく内に **昭島市障害者虐待防止センター** を開設しています。

☎/FAX 042-519-4448 24時間、365日対応です。

6. 災害に備える

大地震などの大きな災害により、建物の倒壊、ライフラインの停止などで日常生活が保てなくなると、非常に大きなストレス状態にさらされます。

防災グッズを備えることも重要ですが、助けてくれる人、理解をしてくれる地域づくりというソフト面でも備えておけるといいですね。

(1) 昭島市災害時要援護者登録

市では、災害発生時において自らを守るための適切な行動をとることが困難な方（災害時要援護者）を対象に、「災害時要援護者登録名簿」を作成しています。

この名簿は、昭島消防署、昭島警察署、昭島市消防団、民生委員、昭島市赤十字奉仕団、自主防災組織（自治会等）へ事前に配布し情報提供をさせていただくことにより、災害時に安否確認や避難誘導その他適切な救護活動を速やかに行うことを目的とし、本人の申し出により作成します。

＊登録申し込み：登録を希望される方は、申請書にご記入のうえ、防災課へお申し出ください。

※郵送でも受け付けています。（後日、訪問等により確認させていただきます。）

防災課防災係 ☎ 042-544-5111 内線2186～2188

(2) 避難場所と避難所

（昭島市地域防災計画（平成25年修正）より）

名称及び件数			内 容
避難場所	広域避難場所 （国営昭和記念公園等 4箇所）		大震災時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースで、とりあえず身の安全を確保するための広場
	一時（いつとき）避難場所 （市立小学校校庭等 36箇所）		避難所へ避難する際に、近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所で、集合した人々の安全が確保されるスペースを有する学校の校庭、公園など
避難所	避難所	（学校） 市立東小学校等 24箇所	地震による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた方又は被害を受ける恐れのかかる方を一時的に受け入れ保護するために開設する学校施設（体育館・校舎等）
		（市立会館等） 市立玉川会館等 16箇所	避難者のうち、何らかの事情で集団の避難生活を送るには困難性がある方を一時的に受け入れ保護するために開設する施設（集会室・会議室等）
	二次避難所（福祉避難所） （保健福祉センター等 4箇所）		避難者のうち高齢や障害があることなどで介護を必要とし、集団の避難生活を送るには困難性がある方を一時的に受け入れ、保護するために開設する施設（保健福祉施設）

※市では、あらかじめ避難場所や避難所を指定しており、平成25年3月に全戸配布している「市民防災マニュアル」や昭島市公式ホームページで確認することができます。

たとえば・・・

福生市に近い人は福生市の公共施設（学校など）、立川市に近い人は立川市の公共施設（学校など）に一時的に避難しても大丈夫です。

3. 11以来、防災対策や被災時の対応への関心は高くなってきています。

その中でも避難所の問題は、環境の変化に敏感な子どもたちを持つ保護者にとっては大きな心配事のひとつでしょう。それまでの生活が一変してしまうのですから、そのストレスたるや想像に難くはありません。すこしでもそのストレスが軽減されるよう、準備できることは準備しておきたいものです。障害特性を理解し、少しでも刺激の少ない環境となるよう、二次避難所、福祉避難所などの設置やパーティション、物資の準備などはとても大切です。ただどんなに準備をして環境を整えたとしても、避難生活のストレスが完全になくなるわけではありません。環境整備はもちろんととても大切ですが、同時にそれなりにストレスへの耐性を身につけておくことが避難所での生活を少しでも楽に過ごすことのできる準備につながります。たとえば小さい頃からヘルパーさんと出かける経験をして、普段慣れている人以外の人ともお付き合いできるようにしておくこと、自分の気持ちがうまく通じないこともある経験をすること、何かを少し我慢する経験をすることなどをおして、思い通りにいかないときに自分の気持ちに折り合いをつけることのできる力を身につけておくことは、いざというときの精神的な負担を軽くするだけでなく、きっと普段の生活でも役に立つ力となるに違いありません。

7. ヘルプカード

***ヘルプカードとは・・・「あなたの支援が必要です」を伝えるカード**

ヘルプカードは、「ちょっと手助けが必要な人」と「ちょっと手助けしたい人」を結ぶカードです。障害のある人には、自分から「困った」となかなか伝えられない人がいます。支援が必要なのに、「コミュニケーションに障害があってそのことを伝えられない人」、「困っていることそのものを自覚していない人」がいます。特に災害時には、困りごとが増えることが想定されます。

一方、地域の人たちからは、何かあったとき、「どう支援したらよいかわからない」「障害のことがわからない」「困っているのでは？と気になるけど、誰にその人のことを聞いたらよいかわからない」という声があります。しかし、何かきっかけさえあれば、両者がつながることができます。ヘルプカードは、そのきっかけをつくるものです。



「すけだちくん」

*ヘルプカードの意義

「ヘルプカード」には、次のようなことが期待できます。

- ①本人にとっての安心：「何かあったときに、味方になって理解してもらえる、手助けしてもらえる
それは、障害のある人自身にとっては、何より安心です。
- ②家族、支援者にとっての安心：「何かあったら、どうしよう。」緊急連絡先を本人が携帯していることは、
家族や支援者の不安を和らげます。
- ③情緒とコミュニケーションを支援：緊急時に必要となる情報をあらかじめ備えもつことができます。さらに、
緊急時に支援してくれる人とのコミュニケーションのきっかけになります。
- ④障害に対する理解の促進：「ヘルプカード」は幅広く知れわたることで初めて機能します。そのために
は積極的なPRが必要になります。それによって、ヘルプカードを必要として
いる人の存在や障害への理解を広めることができます。

*ヘルプカードの使い方

障害のある人が持ち歩くことにより、災害時や緊急時など、周囲の人に手助けを求めたい時などにヘルプカードを使い、手助けを求めることができます。

*ヘルプカードの作成は、つながりのある地域づくりの活動

「ヘルプカード」で想定される支援は、誰でも行えるものです。生活の中で障害の特性と初歩的な対応を広く理解してもらうことを通じて、つながりのある地域づくりを目指すものともいえます。そのため、カード作成にとどまらず、それを積極的に活用していくことと、活用される場面に求められる対応を広く普及していくことが大切になります。

*ヘルプカードの活用場面

「ヘルプカード」は、こんなときに役立ちます。

☆災害のとき・・・
災害が発生したとき 災害に伴う避難生活が必要なとき
☆緊急なとき・・・
道に迷ってしまったとき パニックや発作、病気のとき
☆日常的に・・・
ちょっとした手助けがほしいとき

*ヘルプカードの配布場所

ヘルプカードは、下記の場所において、無料で配布しています。

- ◆市役所障害福祉課（1階13番窓口）、保健福祉センター（あいぽっく）、東部出張所
- ◆昭島市障害者相談支援センター、虹のセンター25、自立生活センター・昭島、
昭島市障害者就労支援センター



8. ヘルプマーク

東京都では、下記「ヘルプマーク」の普及に取り組んでいます。

ヘルプマークを知っていますか？援助が必要な方のためのマークです。

外見からはわからなくても援助が必要な方がいます。このマークを見かけたら、電車内で席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いいたします。

*電車・バスの中で、席をおゆずり下さい。

外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な方がいます。また外見からは分からないため、優先席に座っていると不審な目で見られ、ストレスを受けることがあります。

～優先席での取り組み～

全ての都営交通や多摩モノレールの優先席にヘルプマークのステッカーを標示し、ヘルプマークを身に着けた方が優先席に座りやすいようにする取組を実施しています。

*駅や商業施設等で、声をかけるなどの配慮をお願いします。

交通機関の事故など、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方や、立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な方がいます。

*災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。

視覚障害者や聴覚障害者等の状況把握が難しい方、肢体不自由者等の自力での迅速な避難が困難な方がいます。



9. 東京生活支援ノート「つなが」

東京生活支援ノートは、知的障害のある人が生涯にわたって、安全で安心した生活を送れるように、ライフサイクルを通じての健康や生活のようすを記録し、必要な時に必要な情報を役立てていただけるように、社会福祉法人東京都知的障害者育成会が作成しました。

- *内容：
- ① 障害児者のプロフィールや受けている福祉支援
 - ② 健康・医療の記録
 - ③ 生涯にわたる年表
 - ④ 乳幼児・学齢期・成人期ごとの記録 等

- *問合せ先：
- 社会福祉法人 東京都知的障害者育成会
〒160-0023
新宿区西新宿8-3-39 STSビル3F
☎ 03-5389-2600
FAX 03-5389-4090



～あとかき～

昭島市障害者（児）福祉ネットワーク（以下「ネットワーク」）は、昭島市内に在住の障害当事者・家族・関係機関などが集まり2003年に設立いたしました。この間、総会・定例会をはじめとして、会員の情報交換・市の障害福祉課や防災課との懇談会、学習会・市民フォーラムなど様々な活動を行って参りました。

2010年にはネットワークの精神部会が「精神障害をもつ方とご家族の地域生活ガイドブック」を作成・発行いたしました。

2011年からは「身体障害者ガイドブック」及び「知的障害者ガイドブック」作成にも取り掛かり、4年かけてこの度やっと完成致しました。このガイドブックをより使いやすいものにするためにネットワークの構成員の情報を結集し、障害当事者と関係者が共に作成致しました。

この冊子は一時的なものではなく、今後の制度等の変更に伴って改訂を重ね、より充実しリアルタイムに使えるものとなることを願っています。

このガイドブックを作成するにあたり、ご指導ご協力を頂いた多くのみなさまに心より感謝申し上げます。

昭島市障害者（児）福祉ネットワークの紹介

ホームページアドレス：www.akishima-shougai-net.com/synthetic/profile.html

2015年8月現在、28団体が加入し、「障害種別を越えて誰もが地域で当たり前で暮らせる社会」の実現を目指して活動しています。

5年前からは、会員団体の個々の思いや意見を尊重し合える関係にするために、「みんなで作る全員参加のネットワーク」を活動方針に掲げ、全ての会員団体が部会やプロジェクトに主体的に参加して活動をしています。

これからも障害のある方が、地域でいきいきと充実した生活ができるように、会員団体・関係機関・行政・市民と手を携えて、ゆるやかな繋がりを創りながら活動していきたいと思っています。

会の目的

「会員相互の情報を交換し障害者（児）問題をともに考え、昭島市の福祉の向上を図る」と、ネットワークの規約に目的を掲げています。地域で誰もが当たり前で暮らせる社会の実現を目指して、活動しています。





知的障害児・者と家族・支援者のための地域生活ガイドブック

発行日 平成28年1月

発行 昭島市障害者(児)福祉ネットワーク

《イラスト協力 昭島生活実習所 伊藤洋介》

編集協力 昭島市

お問い合わせ 昭島市保健福祉部障害福祉課 042-544-5111

*お気づきの点、または各情報内容が変更になった場合はぜひご連絡ください。